

基本計画書

基本計画											
事項		記入欄							備考		
計画の区分		短期大学の収容定員に係る学則変更									
フリガナ設置者		カクコウホリジノカマクレンジョシタガキ 学校法人鎌倉女子大学									
フリガナ大学の名称		カマクレンジョシタガキクタンキタガキ 鎌倉女子大学短期大学部									
大学本部の位置		神奈川県鎌倉市大船六丁目1番3号									
大学の目的		日本国憲法の精神に基づき、鎌倉女子大学の教育の理念である「感謝と奉仕に生きる人づくり」を中核としたその建学の精神に則り、社会生活に有益な専門的な教育研究を推進することを通じて、科学的教養と優雅な性情を涵養し、以って人類の福祉及び文化の向上発展に寄与すること。									
新設学部等の目的		(定員を変更する目的) 18歳人口の減少など、短期大学を取り巻く厳しい環境を考慮し、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理するため、初等教育学科の収容定員を変更する。									
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地	令第23条の2第4項	
	初等教育学科	年	人	年次人	人	短期大学士(教育学)	教育学・保育学関係	年月第年次	神奈川県鎌倉市大船六丁目1番3号		
	計	2	50 (100)	—	100 (200)			令和9年4月第1年次			
	初等教育学科 通信教育課程	2	300	—	600	短期大学士(教育学)	教育学・保育学関係	令和7年4月第1年次			神奈川県鎌倉市大船六丁目1番3号
計			300	—	600						
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)		該当なし									
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数						卒業要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計						
		科目	科目	科目	科目	単位					
学部等の名称				基幹教員					助手	基幹教員以外の員 (助手を除く)	短期大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数5人
				教授	准教授	講師	助教	計			
新設	初等教育学科			人	人	人	人	人	人	人	
				7 (7)	12 (12)	3 (3)	0 (0)	22 (22)	0 (0)	54 (54)	
		a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの		6 (6)	12 (12)	3 (3)	0 (0)	21 (21)			
		b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）		1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)			
		小計（a～b）		7 (7)	12 (12)	3 (3)	0 (0)	22 (22)			
		c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
		d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
計（a～d）		7 (7)	12 (12)	3 (3)	0 (0)	22 (22)					
分	計			7 (7)	12 (12)	3 (3)	0 (0)	22 (22)	0 (0)	— (—)	

既設	初等教育学科学科 通信教育課程		7 (7)	13 (13)	2 (2)	0 (0)	22 (22)	0 (0)	24 (24)	短期大学通信 教育設置基準 第8条第2項に 規定する『昼 間又は夜間 において授業 を行う学科が通 信教育を併せ 行う場合』 当該通信教育 課程を併せ行 う学科名称 初等教育学科 通学課程と兼 ねる基幹教員 の人数 21人（教授7 人・准教授12 人・講師2人）	
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、主要授業科目を担当するもの		6 (6)	12 (12)	2 (2)	0 (0)	20 (20)				
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（aに該当する者を除く）		1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)				
	小計（a～b）		7 (7)	12 (12)	2 (2)	0 (0)	21 (21)				
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当す るもの（a又はbに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、か つ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（a、b又はcに該当する者を除く）		0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)				
	計（a～d）		7 (7)	13 (13)	2 (2)	0 (0)	22 (22)				
分	計		7 (7)	13 (13)	2 (2)	0 (0)	22 (22)	0 (0)	— (—)		
合 計			7 (7)	13 (13)	3 (3)	0 (0)	23 (23)	0 (0)	— (—)		
職 種			専 属			その他			計		
事 務 職 員			6 (6)			1 (1)			7 (7)		
技 術 職 員			0 (0)			0 (0)			0 (0)		
図 書 館 職 員			1 (1)			0 (0)			1 (1)		
そ の 他 の 職 員			0 (0)			5 (5)			5 (5)		
指 導 補 助 者			0 (0)			0 (0)			0 (0)		
計			7 (7)			6 (6)			13 (13)		
校 地 等	区 分		専 用	共 用		共用する他の 学校等の専用			計	鎌倉女子大学 (大学設置基準 必要面積 20,400㎡)と共 用	
	校 舎 敷 地		0 ㎡	66,365 ㎡		0 ㎡			66,365 ㎡		
	そ の 他		0 ㎡	0 ㎡		0 ㎡			0 ㎡		
	合 計		0 ㎡	66,365 ㎡		0 ㎡			66,365 ㎡		
校 舎			専 用	共 用		共用する他の 学校等の専用			計	鎌倉女子大学 (大学設置基準 必要面積 13,552㎡)と共 用	
			0 ㎡ (0 ㎡)	35,970 ㎡ (35,970 ㎡)		0 ㎡ (0 ㎡)			35,970 ㎡ (0 ㎡)		
教 室 ・ 教 員 研 究 室			教 室	室			教 員 研 究 室			室	
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称		図書 〔うち外国書〕		学術雑誌 〔うち外国書〕		電子ジャーナル 〔うち外国書〕		機械・器具	標本	
			冊	電子図書 〔うち外国書〕	種			点	点		
			() ()	() ()	() ()	() ()		() ()	() ()		
	計		() ()	() ()	() ()	() ()		() ()	() ()		
スポーツ施設等			スポーツ施設		講堂			厚生補導施設			
			㎡		㎡			㎡			

経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	区 分	開設前年度	第 1 年次	第 2 年次	第 3 年次	第 4 年次	第 5 年次	第 6 年次	[共同研究費等] 大学・短大全体の合計	
		教員 1 人当り研究費等		270千円	270千円	—	—	—	—		
		共同研究費等		1,377千円	1,377千円	—	—	—	—		
		図 書 購 入 費	4,254千円	4,254千円	4,254千円	—	—	—	—	[図書購入費] 電子ジャーナル、データベース、その他の経費が含まれる	
		設 備 購 入 費	10,456千円	10,456千円	10,456千円	—	—	—	—		
	学生 1 人当り 納付金			第 1 年次	第 2 年次	第 3 年次	第 4 年次	第 5 年次	第 6 年次	[学生1人当り納付金]	
				1,366千円	1,161千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	通信教育課程は、第1年次295千円・第2年次271千円
学生納付金以外の維持方法の概要				手数料収入、国庫補助金収入及び資産運用収入等を充当して維持する。							
既設大学等の状況	大 学 等 の 名 称		鎌倉女子大学短期大学部							(令和8年4月1日時点)	
	学 部 等 の 名 称		修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度		所 在 地
	初等教育学科		年 2	人 100	年次 人 —	人 200	短期大学士（教育学）	倍 0.63	昭和32年度		神奈川県鎌倉市 大船六丁目1番3号
	初等教育学科 通信教育課程		2	300	—	600	短期大学士（教育学）	0.49	令和7年度		
既設大学等の状況	大 学 等 の 名 称		鎌倉女子大学							令和8年4月より入学定員の内数で20人を学部等連係課程実施基本組織に拠出 令和8年4月より入学定員の内数で10人、編入学定員の内数で5人を学部等連係課程実施基本組織に拠出 令和8年4月設置	
	学 部 等 の 名 称		修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度		所 在 地
	家政学部		年	人	年次 人	人		倍			神奈川県鎌倉市 大船六丁目1番3号
	家政保健学科		4	80	—	320	学士(家政学)	1.16	平成17年度		
	管理栄養学科		4	120	—	480	学士(栄養学)	1.14	平成15年度		
	児童学部							1.02			神奈川県鎌倉市 大船六丁目1番3号
	児童学科		4	170 (20)	—	680 (20)	学士(児童学)	0.95	平成14年度		
	子ども心理学科		4	50	—	200	学士(心理学)	1.27	平成14年度		
	教育学部							0.95			神奈川県鎌倉市 大船六丁目1番3号
	教育学科		4	80 (10)	20 (5)	360 (15)	学士(教育学)	0.95	平成21年度		
	学部等連係課程実施基本組織 教育メディアクリエーション学環		4	(35)	—	(35)	学士(教育メディアクリエーション)	—	令和8年度		
	児童学研究科										神奈川県鎌倉市 大船六丁目1番3号
	児童学専攻		2	10	—	20	修士(児童学)	0.85	平成18年度		
附属施設の概要			該当なし								

学校法人鎌倉女子大学 設置認可等に関わる組織の移行表

令和8年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員
-------	----------	-----------	----------

鎌倉女子大学			
家政学部			
家政保健学科	80	—	320
管理栄養学科	120	—	480
児童学部			
児童学科	170	—	680
	【20】		【80】
子ども心理学科	50	—	200
教育学部			
		3年次	
教育学科	80	20	360
	【10】	【10】	【60】
教育メディアクリエーション学環	【35】	—	【140】
		3年次	
計	500	20	2,040

令和9年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
-------	----------	-----------	----------	-------

鎌倉女子大学				
家政学部				
家政保健学科	80	—	320	
管理栄養学科	120	—	480	
児童学部				
児童学科	170	—	680	
	【20】		【80】	
子ども心理学科	50	—	200	
教育学部				
		3年次		
教育学科	80	20	360	
	【10】	【10】	【60】	
教育メディアクリエーション学環	【35】	—	【140】	
		3年次		
計	500	20	2,040	

鎌倉女子大学大学院			
児童学研究科			
児童学専攻	10	—	20
計	10	—	20

鎌倉女子大学大学院				
児童学研究科				
児童学専攻	10	—	20	
計	10	—	20	

鎌倉女子大学短期大学部			
初等教育学科	100	—	200
初等教育学科 通信教育課程	300	—	600
計	400	—	800

鎌倉女子大学短期大学部				
初等教育学科	<u>50</u>	—	<u>100</u>	定員変更 (令第23条 の2第4項) (△50)
初等教育学科 通信教育課程	300	—	600	
計	<u>350</u>	—	<u>700</u>	

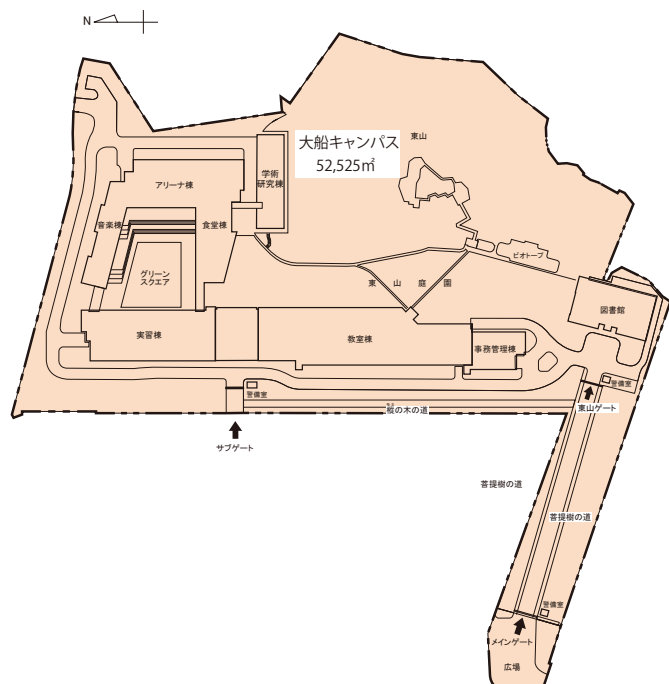
(1)都道府県内における位置関係の図面



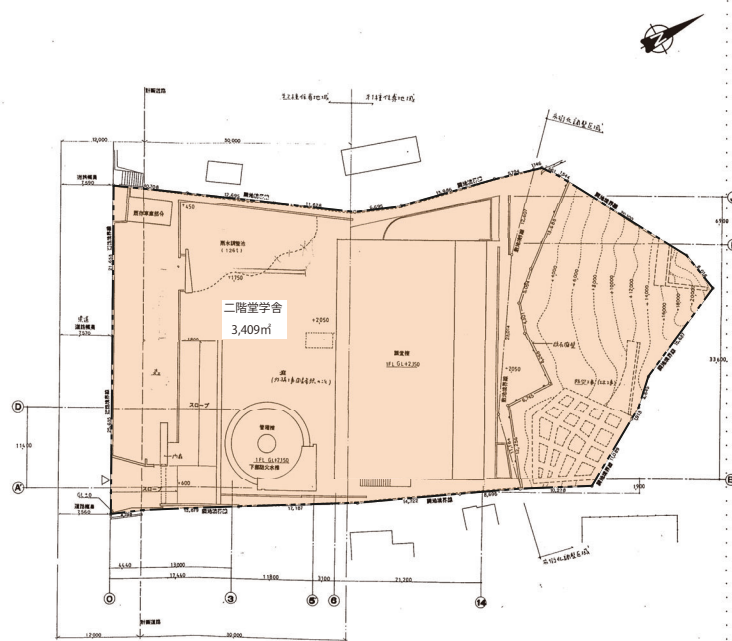
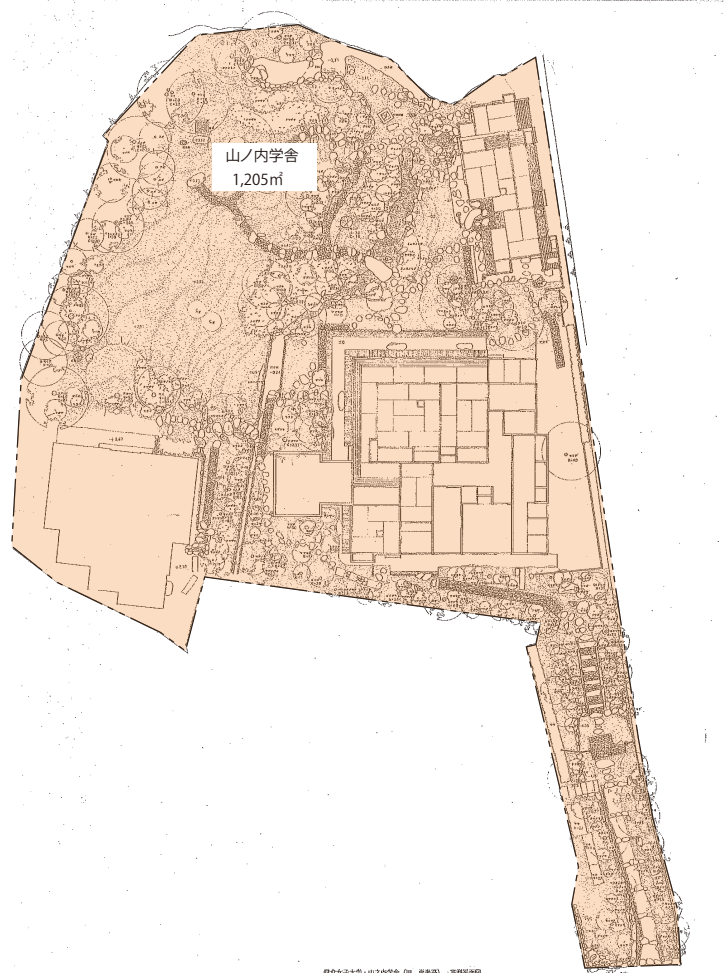
(2)最寄り駅からの距離、交通機関及び所要時間がわかる図面



大船キャンパス全体配置図

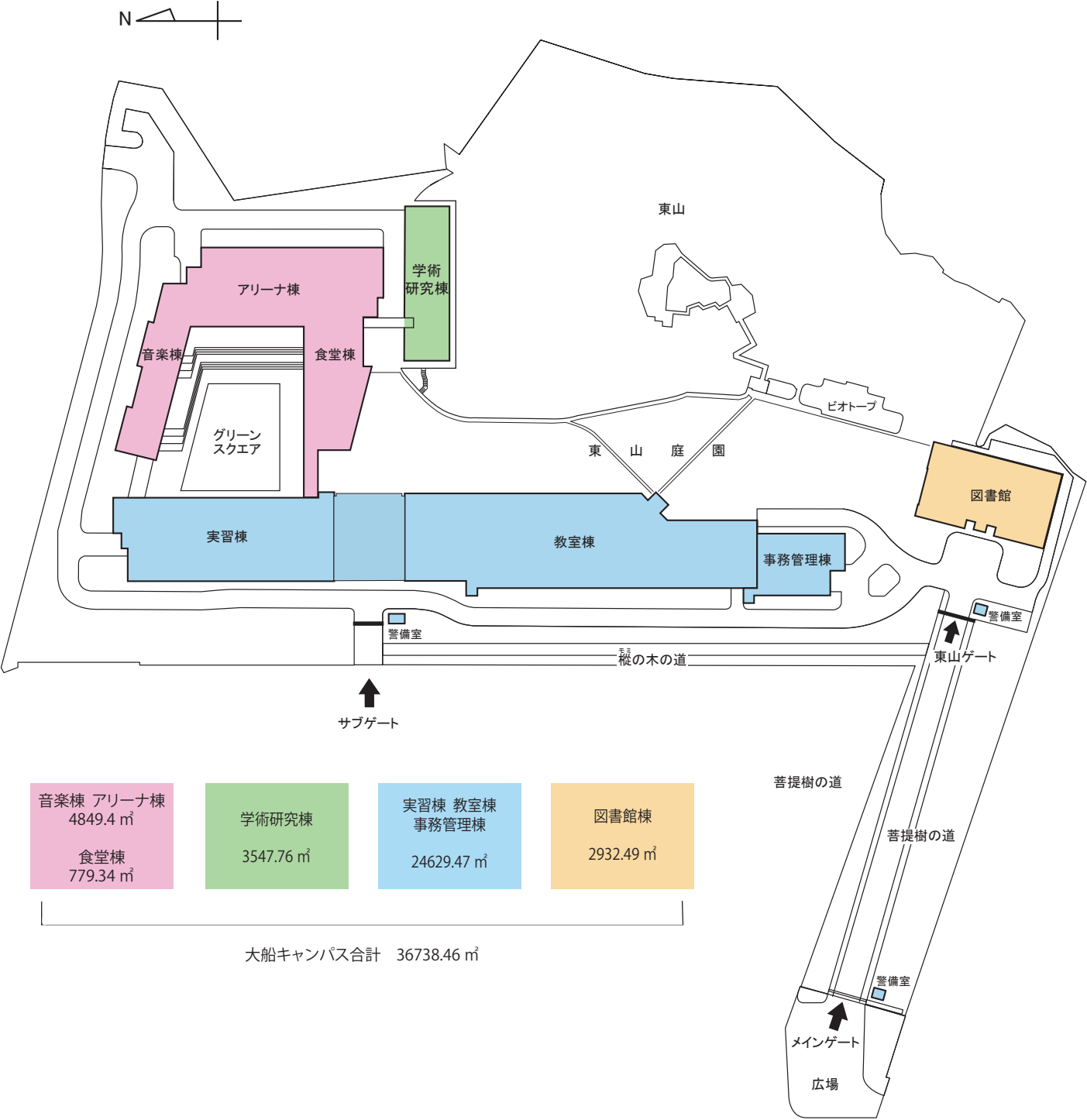


岩瀬キャンパス 全体配置図



※全て大学院・大学と共用

大船キャンパス全体配置図



鎌倉女子大学短期大学部 『学則』

第1章 総則

第1条 (名称)

本学は、鎌倉女子大学短期大学部と称する。

第2条 (所在地)

本学は、神奈川県鎌倉市大船六丁目1番3号に設置する。

第3条 (目的)

本学は、日本国憲法の精神に基づき、鎌倉女子大学の教育の理念である「感謝と奉仕に生きる人づくり」を中核としたその建学の精神に則り、社会生活に有益な専門的な教育研究を推進することを通じて、科学的教養と優雅な性情を涵養し、以って人類の福祉及び文化の向上発展に寄与することを目的とする。

2. 初等教育学科は、乳幼児及び児童が生きる生活世界の基礎的理解と、教育・保育の活動等に資する理論及びその応用・実践についての教育研究を通じて、健全で幸福な社会の発展に寄与できる知見と方法、豊かな人間性と高い倫理性をもった人材を養成することを目的とする。

第4条 (自己点検及び評価)

本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2. 自己点検及び評価に関する事項は、別に定める。

第2章 学科

第5条 (学科)

本学に初等教育学科を置く。

2. 初等教育学科に通信教育課程を置く。
3. 通信教育課程に関する事項は、別に定める。

第6条 (収容定員)

本学の収容定員は、次の通りとする。

学 科	入 学 定 員	収 容 定 員
初 等 教 育 学 科	50 名	100 名
初 等 教 育 学 科 通 信 教 育 課 程	300 名	600 名

第3章 修業年限及び教育課程

第7条 (修業年限及び在学期間)

本学の修業年限は、2年とする。但し、4年を超えて在学することはできない。

第8条 (授業科目)

授業科目を総合教育科目及び専門教育科目に分ける。

第9条 （必修・選択・自由科目の区分）

授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分ける。

第10条 （授業科目及び単位数）

授業科目及び単位数は、別表Ⅰの通りとする。

第11条 （単位の計算方法）

各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容を以って構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の基準により計算するものとする。

- 一．講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業を以って1単位とする。
 - 二．実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業を以って1単位とする。但し、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業を以って1単位とすることができる。
 - 三．1の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業を以って1単位とする。
- 2．前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第12条 （授業期間）

- 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。
- 2．各授業科目の授業は、原則として15週にわたる期間を単位として行うものとする。但し、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

第13条 （授業の方法）

- 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 2．授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
 - 3．前項の授業の方法により修得する単位数は、30単位を超えないものとする。
 - 4．授業は、外国において履修させることができる。第2項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
 - 5．授業の一部を、本学の校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

第14条 削除

第15条 （免許・資格の取得）

- 免許・資格の取得は、次の各項に定める方法による。
- 2．教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法、同法施行規則に規定する科目及び単位数を履修しなければならない。また、当該所要資格を取得できる教育職員免許状は、初等教育学科においては、小学校教諭2種免許状・幼稚園教諭2種免許状である。
 - 3．保育士の資格を得ようとする者は、児童福祉法施行規則第6条の2の3第1項第3号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める修業教科科目及び単位数を修得しなければならない。
 - 4．児童厚生二級指導員の資格を得ようとする者は、「児童厚生員資格履修規程」に定める学科目、単位数を修得しなければならない。

第16条 削除

第4章 入学・再入学・退学・除籍・転入学・転学・転籍・留学・休学・復学

第17条 （入学の時期）

入学の時期は、学年の始めとする。但し、再入学の時期は、学期の始めとすることができる。

第18条 （入学資格）

本学に入学し得る者は、次の各号のいずれかに該当する女子でなければならない。

- 一．高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二．通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む）
- 三．外国において学校教育12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定をしたもの
- 四．文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五．専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 六．文部科学大臣の指定した者
- 七．高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- 八．本学において個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で18歳に達した者

第19条 （入学の出願）

本学に入学を志願する者は、所定の入学志願票に別に定めるところの書類及び入学検定料を添えて願い出なければならない。

第20条 （入学者の選抜）

前条の入学を志願する者には、選抜を行う。

- 2．選抜に関する事項は、別に定める。

第20条の2 （合格者の決定）

前条の選抜による合格者の決定は、教授会の議を経て、学長が行う。

第21条 （入学手続き）

第20条の選抜の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに宣誓書、保証人連署の保証書及び所定書類を提出するとともに、別に定める入学金、授業料及びその他の納入金を納入し、入学手続きをしなければならない。

第22条 （入学許可）

学長は、前条の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

第23条 （保証人）

保証人は、学生の身上について監督し得る者で、父母又はこれに代わる者でなければならない。また、本人が本学に対して負う一切の債務について、所定の保証書に定める極度額の範囲内で責任を負う。

第24条 （再入学）

第25条第1項の規定により退学した者が、再入学を志願したときは、選考の上、教授会の意見を聴き、学長が入学を許可することがある。

2. 前項の場合、既修の学科目の全部又は一部を再び履修させることがある。
3. 再入学に関する事項は、別に定める。

第25条 （退学）

退学しようとする者は、学長に退学願を提出するものとする。

2. 退学事由に該当するかの判断は、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

第25条の2 （除籍）

次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の意見を聴き、学長が除籍する。

- 一. 学費を納めることを怠り、督促を受けて未だ納めない者
- 二. 第7条に定める在学年限を超えた者
- 三. 第30条第2項に定める休学期間を超えてなお就学できない者

2. 除籍に関する事項は、別に定める。

第26条 （転入学）

他の短期大学に在学している女子で、本学に転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、教授会の意見を聴き、学長が相当年次への入学を許可することがある。

2. 転入学に関する事項は、別に定める。

第27条 （転学）

他の短期大学に入学又は転学しようとする者は、事由を詳記して学長に願い出るものとする。

2. 転学事由に該当するかの判断は、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

第27条の2 （転籍）

本学の通学課程と通信教育課程の間で相互に転籍を志願する者があるときは、選考の上、教授会の意見を聴き、学長が許可することがある。

2. 転籍に関する事項は、別に定める。

第28条 （留学）

外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長に留学願を提出するものとする。

2. 留学事由に該当するかの判断は、教授会の意見を聴き、学長が決定する。
3. 留学に関する事項は、別に定める。

第29条 （休学）

疾病その他やむを得ない事由で2か月以上就学することができない者は、学長に休学願を提出するものとする。

2. 病気を理由とする休学願には、医師の診断書を必要とする。
3. 休学事由に該当するかの判断は、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

第30条 （休学期間）

休学期間は、引き続き1年を超えることはできない。但し、特別の事情がある者は、その期間の延長を申し出ることができる。

2. 休学期間は、通算して2年を超えることはできない。
3. 休学期間は、在学期間に算入しない。

第31条 削除

第32条 （復学）

復学は、学期の始めとする。

2. 復学しようとする者は、休学期間が終了する1か月前までに、学長に復学願を提出するものとする。

3. 休学期間内であっても休学の事由が止んだときは、学長に復学願を提出することができる。
4. 病気を理由として休学した者は、復学願に医師の診断書を添付するものとする。
5. 復学事由に該当するかの判断は、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

第5章 成績評価及び単位の授与

第33条 （成績評価）

成績評価は、合格（S、A、B、C、合、認）及び不合格（F、E、否）とし、評点は、以下の通りとする。

合否	評価	評点
合格	S	100～90点
	A	89～80点
	B	79～70点
	C	69～60点
	合	合格
	認	合格
不合格	F	59点以下
	E	成績評価なし
	否	不合格

第34条 （成績評価要件）

各授業科目について出席すべき時間数の3分の2以上出席しなければ、成績評価を受けることができない。

第35条 （単位の授与）

授業科目を履修し、試験に合格した者には、当該授業科目所定の単位を与える。

第36条 （試験）

試験の種類は、定期試験及びその他の方法とする。

2. 卒業研究、卒業制作等の授業科目については、審査を以って試験に代えることがある。

第37条 （成績評価及び試験に係る細則）

成績評価及び試験に関する細則は、別に定める。

第38条 （他の短期大学等における授業科目の履修）

教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学（以下「他の短期大学等」という）との協議に基づき、学生が当該他の短期大学等において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第38条の2 （短期大学又は大学以外の教育施設等における学修）

教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学、専門職短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2. 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第1項の規定により本学において修得したものとみなした単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

第39条 （入学前の既修得単位等の認定）

教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学、専門職短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2. 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、

本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3. 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、第38条第1項及び前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

第6章 学費その他

第40条 (学費)

入学検定料、入学金、授業料等は、別表Ⅱの通りとする。

第40条の2 (休学期間中の学費)

休学期間中については、授業料、教育環境充実費及び実験実習費に代え、在籍料を納入するものとする。

2. 在籍料は、別表Ⅲの通りとする。

第41条 (納入)

学費は1年間を2期に分け、所定の期日までに所定の金額を一括で納めなければならない。

第42条 (既納学費の取扱い)

すでに納めた学費は、これを返却しない。

第43条 (未納者の扱い)

学費を納めない者は、原則として成績評価を受けることができない。

第44条 (奨学金)

奨学金に関する事項は、別に定める。

第45条 (その他の費用)

その他必要な費用は、別に徴収することがある。

第7章 進級、卒業及び学位

第45条の2 (進級要件)

1年次から2年次へ進級するためには、次の各号に定める要件を満たさなければならない。

- 一. 1学期以上在学していること
- 二. 25単位（認定単位数を含む）以上修得していること

第46条 (卒業要件)

卒業要件は、本学に2年以上在学し、次の各号に定める単位を修得することとする。

- 一. 総合教育科目は、選択科目を含めて14単位以上を履修しなければならない。
- 二. 専門教育科目は、選択科目を含めて48単位以上を履修しなければならない。

第46条の2 (卒業の認定)

前条の卒業要件を満たした者には、教授会の議を経て、学長が課程の修了及び卒業を認定する。

第46条の3 (学位の授与)

前条の規定により卒業を認定された者には、教授会の議を経て、学長が学位「短期大学士（教育学）」を授与する。

2. 学位に関する事項は、別に定める。

第8章 賞罰

第47条 （表彰）

学生で他の模範となる行為があった者に対し、学長は、これを表彰することがある。

第48条 （懲戒）

本学の規則に違反し、或いは学生としてその本分にもとる行為があった者に対し、学長は、教授会の意見を聴き、懲戒を行う。

2. 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
3. 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
 - 一. 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - 二. 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - 三. 正当な理由がなくて、出席が常でない者
 - 四. 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
4. 懲戒に関する手続きについては、別に定める。

第49条 削除

第9章 職員組織

第50条 （学長）

本学に学長を置く。

2. 学長は、本学の校務をつかさどり、所属職員を統督して、教育研究の全般を管理し、これを代表する。
3. 学長に関する事項は、別に定める。

第51条 （副学長）

本学に副学長を置くことができる。

2. 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
3. 副学長に関する事項は、別に定める。

第52条 （学部長）

本学の学部学部に学部長を置く。

2. 学部長は、学長の命を受け、学部に関する校務をつかさどる。
3. 学部長に関する事項は、別に定める。

第53条 （教授・准教授・講師・助教・助手）

本学に教授、准教授、講師、助教及び助手を置く。

第54条 （事務職員・技術職員・その他の職員）

本学に事務職員、技術職員及びその他の職員を置く。

第10章 教授会

第55条 （教授会）

本学に教授会を置く。

2. 教授会は、学長及び副学長並びに教授、准教授、講師及び助教を以って組織する。
3. 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- 一．学生の入学、卒業及び課程の修了
- 二．学位の授与
- 三．前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの
- 4．教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 5．教授会に関する事項は、別に定める。

第11章 図書館

第56条 （図書館）

- 本学に図書館を置く。
- 2．図書館に関する事項は、別に定める。

第12章 学術研究所

第57条 （学術研究所）

- 本学に学術研究所を置く。
- 2．学術研究所に関する事項は、別に定める。

第13章 生涯学習センター

第58条 （生涯学習センター）

- 本学に生涯学習センターを置く。
- 2．生涯学習センターに関する事項は、別に定める。

第14章 e-Learning Center

第58条の2 （e-Learning Center）

- 本学にe-Learning Centerを置く。
- 2．e-Learning Centerに関する事項は、別に定める。

第15章 委託生・科目等履修生・単位互換履修生・聴講生・研究生・特別聴講学生

第59条 （委託生）

- 本学は、官庁又は公共団体等が願い出た時は、一定期間を定め、選考の上、委託生として履修を許可することがある。
- 2．委託生に関する事項は、別に定める。

第60条 （科目等履修生）

- 本学は本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という）に対して単位を与えることができる。
- 2．科目等履修生に関する事項は、別に定める。

第61条 （単位互換履修生）

- 本学は、単位互換に係る協定に基づき、単位互換履修生を受け入れることができる。

2. 単位互換履修生に関する事項は、別に定める。

第61条の2 (聴講生)

本学は、本学の学生以外の者で一又は複数の授業科目の聴講を志願する者があるときは、聴講生として聴講を許可することができる。

2. 聴講生に関する事項は、別に定める。

第61条の3 (研究生)

本学の学生以外の者で本学の学科に関連した特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、短期大学部の教育に支障がない場合に限り、選考の上、研究生として在籍を許可することができる。

2. 研究生に関する事項は、別に定める。

第61条の4 (特別聴講学生)

他の大学又は他の短期大学の学生で本学の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該大学又は当該短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として履修を許可することができる。

2. 特別聴講学生に関する事項は、別に定める。

第62条 (規定の準用)

委託生、科目等履修生、単位互換履修生、聴講生、研究生及び特別聴講学生については、別に定める場合のほか、その性質に反しない限り本学則を準用する。

第16章 専攻科

第63条 (専攻科)

本学に専攻科初等教育専攻を置く。

第64条 (専攻科の収容定員)

収容定員は次の通りとする。

専攻名	入学定員	収容定員
初等教育専攻	20名	20名

第65条 (専攻科の目的)

専攻科は、短期大学の基礎の上に、初等教育に関する専門科目について、精深な専門の学芸を教授し、その研究を深め、より高度な専門性を有する人材を養成することを目的とする。

第66条 (専攻科の修業年限)

専攻科の修業年限は、1年とする。

第67条 (専攻科の授業科目)

専攻科の授業科目は、別表Ⅰ－2の通りとする。

第68条 削除

第68条の2 (本科履修)

教育研究上必要と認めたときは、初等教育学科の授業を履修させることができる。

第69条 (専攻科の入学資格)

専攻科に入学し得る者は、次の各号のいずれかに該当する女子でなければならない。

- 一．短期大学を卒業した者
- 二．専修学校の専門課程（修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る）を修了した者
- 三．本学において短期大学卒業者と同等以上の学力があると認めた者

第70条 （専攻科の学費）

専攻科の入学検定料、入学金、授業料等は、別表Ⅱ－２の通りとする。

第70条の２ （専攻科の休学期間中の学費）

休学期間中については、授業料及び教育環境充実費に代え、在籍料を納入するものとする。

- ２．在籍料は、別表Ⅲの通りとする。

第71条 （専攻科の修了要件）

修了要件は、専攻科に１年以上在学し、選択科目を含めて30単位以上を修得することとする。

第71条の２ （専攻科の修了の認定）

前条の修了要件を満たした者には、教授会の議を経て、学長が修了を認定する。

第72条 （その他）

専攻科に関し本章に定めるものの他、必要な事項については、別に定める。

第17章 公開講座

第73条 （公開講座）

本学は、公開講座を開設することがある。

- ２．公開講座に関する事項は、別に定める。

第18章 学年・学期・休業日

第74条 （学年・学期）

学年は、４月１日に始まり、翌年の３月31日に終わる。

- ２．学年の区分は、次の各号に定める通り、２学期制とする。
 - 一．春学期 自 ４月１日 至 ９月30日
 - 二．秋学期 自 10月１日 至 翌年３月31日
- ３．学長は、必要に応じて前項の学期を臨時に変更することができる。

第75条 （休業日）

休業日は、次の各号に定める通りとする。

- 一．日曜日及び土曜日
 - 二．国民の祝日に関する法律に定める休日
 - 三．創立記念日 ４月19日
 - 四．夏季休業 自 ８月１日 至 ９月16日
 - 五．冬季休業 自 12月20日 至 翌年１月７日
 - 六．春季休業 自 ３月21日 至 ３月31日
- ２．学長は、必要に応じて前項の休業日を臨時に変更することができる。

第19章 その他

第76条 （施行細則）

本学則を施行するための細則は、別に学長が定める。

第77条 （名称変更）

平成元年4月1日から、学校名『京浜女子大学短期大学部』を、『鎌倉女子大学短期大学部』に変更する。

附 則

昭和25年3月14日、制定する。

2. 昭和25年4月1日、施行する。
3. 昭和32年4月1日、改定・施行する。
4. 昭和37年4月1日、改定・施行する。
5. 昭和47年4月1日、改定・施行する。
6. 昭和49年4月1日、改定・施行する。
7. 昭和51年4月1日、改定・施行する。
8. 昭和62年4月1日、改定・施行。但し昭和61年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
9. 平成元年4月1日、改定・施行する。
10. 平成2年4月1日、改定・施行。但し平成元年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
11. 平成3年4月1日、改定・施行。但し平成元年度入学生までは、平成元年4月1日改定・施行の学則を適用、学費については、各当該年度の学則を適用する。
12. 平成4年4月1日、改定・施行。但し平成元年度入学生までは、平成元年4月1日改定・施行の学則を、平成3年度入学生までは、平成3年4月1日改定・施行の学則を適用、学費については、各当該年度の学則を適用する。
13. 平成5年4月1日、改定・施行。但し平成4年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
14. 平成7年4月1日、改定・施行。但し平成6年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
15. 平成8年4月1日、改定・施行。但し平成7年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
16. 平成9年4月1日、改定・施行。（カリキュラム改定）但し平成8年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
17. 平成11年4月1日、改定・施行。
18. 平成12年4月1日、改正・施行。但し平成11年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
19. 平成13年4月1日、改正・施行。（専攻科設置）但し平成12年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
20. 平成14年4月1日、改正・施行。但し平成13年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
21. 平成15年4月1日、改正・施行。但し本学則第3条（所在地）を除き平成14年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
22. 平成16年4月1日、改正・施行。
23. 平成17年4月1日、改正・施行。但し平成16年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
24. 平成18年2月1日から改正・施行し、平成17年10月1日から適用する。
25. 平成18年4月1日、改正・施行。但し本学則第59条（学年・学期）を除き平成17年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
26. 平成19年4月1日、改定・施行。
27. 平成19年4月1日、改定・施行。但し平成18年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
28. 平成20年4月1日、改定・施行。
29. 平成21年4月1日、改定・施行。但し平成20年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
30. 平成22年4月1日、改定・施行。但し平成21年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
31. 平成23年4月1日、改定・施行。但し平成22年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
32. 平成25年4月1日、改定・施行。但し平成24年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
33. 平成26年4月1日、改定・施行。但し本学則第5条（授業科目）、第6条（授業科目単位数）、第9条（履修単位）及び第11条（必修・選択・自由科目の区分）については平成25年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
34. 平成27年4月1日、改定・施行。但し第10条（授業科目及び単位数）については、平成26年度入学生までは、改定前の学則を適用する。

35. 平成28年4月1日、改定・施行。但し平成27年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
また、第40条（学費）及び第70条（専攻科の学費）については、平成28年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
36. 平成29年4月1日、改定・施行。但し、第44条（奨学金）及び第45条（その他の費用）を除き平成28年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
37. 平成30年4月1日、改定・施行。但し、平成29年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
38. 平成31年4月1日、改定・施行。但し、平成30年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
39. 令和2年4月1日、改定・施行。但し、令和元年度入学生までは、改定前の学則を適用する。また、第40条（学費）及び第70条（専攻科の学費）については、令和2年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
40. 令和3年4月1日、改定・施行。但し、令和2年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
41. 令和3年6月1日、改定・施行。但し、令和2年度入学生までは、改定前の学則を適用する。第40条の2及び第70条の2の規定は、令和3年度在籍学生より適用する。
42. 令和4年4月1日、改定・施行。但し、令和3年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
43. 令和5年4月1日、改定・施行。但し、令和4年度入学生までは、改定前の学則を適用する。また、第40条（学費）及び第70条（専攻科の学費）については、令和5年度入学生までは改定前の学則を適用する。
44. 令和6年4月1日、改定・施行。但し、令和5年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
45. 令和7年4月1日、制定・施行。但し、令和6年度入学生までは、改定前の学則を適用する。また、本学則第6条の規定にかかわらず、令和7年度は、収容定員を次の通りとする。

学 科	令和7年度
初等教育学科	300 名
初等教育学科 通信教育課程	300 名

46. 令和8年4月1日、制定・施行。但し、令和7年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
47. 令和9年4月1日、制定・施行。但し、令和8年度入学生までは、改定前の学則を適用する。また、本学則第6条の規定にかかわらず、令和9年度は、収容定員を次の通りとする。

学 科	令和9年度
初等教育学科	150 名

併せて、学校教育法施行令第23条第2項第4号の規定による届出に係る収容定員の総数及び増加変更に関する計画の期間は、以下のとおりとする。

学科	収容定員	減少変更前の収容定員	増加変更に関する計画期間
初等教育学科	100 名	200 名	令和9年4月～令和16年3月

科目区分	授業科目	単位数			備 考	
		必 修	選 択	自 由		
〔総合教育科目〕						
	建学の精神	1				14単位以上選択必修
	建学の精神実践講座①	1				
	建学の精神実践講座②	1				
	女性と文化	2	2		2 単位以上選択必修	
	哲学		2			
	人間と倫理		2			
	心理学		2			
	日本人の心		2			
	鎌倉の歴史・文化		2			
	書道		2			
	日本国憲法		2			
	生活と法律	2				
	国際関係	2				
	経済のしくみ	2				
	企業の知識	2				
	企業等インターンシップ①	1				
	企業等インターンシップ②	1				
	生物学の基礎	2				
	生活と環境	2				
	数と統計	2				
	日本語表現	2				
	キャリアデザイン	2	2 単位以上選択必修			
	女性と健康	2				
	健康・スポーツ科学	2				
食と健康	2					
スポーツ実技	1					
スポーツ実技（水泳）	1					
情報リテラシー	2	2 単位以上選択必修				
プレゼンテーション	1					
プログラミング	1					
英語①		2		2 単位以上選択必修	4 単位以上選択必修	
英語②		2				
英語コミュニケーション①		2				
英語コミュニケーション②		2				
ドイツ語①		2				
フランス語①		2				

科目区分	授業科目	単位数			備 考
		必 修	選 択	自 由	
〔専門教育科目〕					
	国語		2		
	社会		2		
	算数		2		
	理科		2		
	生活		2		
	音楽①		2		
	音楽②		2		
	図画工作		2		
	家庭		2		
	体育		2		
	小学校英語		2		
	初等教育学基礎演習①	1			
	初等教育学基礎演習②	1			
	初等教育学総合研究①	1			
	初等教育学総合研究②	1			
	社会福祉		2		
	子ども家庭支援の心理学		2		
	子ども家庭福祉		2		
	保育原理		2		
	子どもと健康		1		
	子どもと人間関係		1		
	子どもと環境		1		
	子どもと言葉		1		
	子どもと表現		1		
	社会的養護		2		
	保育者論		2		
	子どもの保健		2		
	子どもの健康と安全		1		
	子どもの食と栄養		2		
	子ども家庭支援論		2		
	乳児保育		2		
	乳児保育演習		1		
	社会的養護演習		1		
	子育て支援		1		
	障害児保育		2		
	保育実習指導Ⅰ（保育所）		1		
	保育実習指導Ⅰ（居住型施設等）		1		
	保育実習指導Ⅱ（保育所）		1		
	保育実習指導Ⅲ（児童厚生施設等）		1		
	保育実習Ⅰ（保育所）		2		
	保育実習Ⅰ（居住型施設等）		2		
	保育実習Ⅱ（保育所）		2		
	保育実習Ⅲ（児童厚生施設等）		2		
	歌のしかけ絵本		2		
	ダンス		2		
	楽器アラカルト		2		
	ことばと遊び		2		
	リトミック		2		
	レクリエーション理論		2		
	レクリエーション実技①		1		

科目区分	授業科目	単位数			備 考
		必 修	選 択	自 由	
	レクリエーション実技②		1		
	レクリエーション実習（学外）		1		
	児童館・放課後児童クラブの機能と運営		2		
	児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法①		2		
	ムーブメント療法		2		
	秘書学概論		2		
	秘書実務		2		
	教職概論（同和教育を含む）		2		
	教育原理	2			
	教育心理学		2		
	発達心理学	2			
	子どもの理解と援助		1		
	教育制度		2		
	特別支援教育		1		
	カリキュラム論Ⅰ		2		
	カリキュラム論Ⅱ		2		
	国語科教育法		2		
	社会科教育法		2		
	算数科教育法		2		
	理科教育法		2		
	生活科教育法		2		
	音楽科教育法		2		
	図画工作科教育法		2		
	家庭科教育法		2		
	体育科教育法		2		
	小学校英語教育法		2		
	道德教育の理論と方法		2		
	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法		2		
	保育内容総論		2		
	保育内容演習健康		2		
	保育内容演習人間関係		2		
	保育内容演習環境		2		
	保育内容演習言葉		2		
	保育内容演習表現		2		
	児童文化		2		
	教育方法・技術（情報通信技術の活用を含む）		2		
	教育方法・技術演習		2		
	児童指導		2		
	幼児指導		2		
	教育相談		2		
	教育実習指導		1		
	教育実習		4		
	保育・教職実践演習（幼・小）		2		
	教職等インターンシップ①		2		
	サービ斯拉ーニング①		2		
	S A E①（語学研修）			1	
	S A E②（語学研修）			2	
	S A E③（語学研修）			4	
	S A E④（地域研究）			1	

学科名	授業科目	必修 単位数	選択 単位数	自由 単位数	備考
専攻科 初等教育専攻	保育学特論		2		
	乳児保育実践学		2		
	子どもの保健実践学		2		
	子どもの食育実践学		2		
	地域子育て支援実践学		2		
	子育てカウンセリング演習		2		
	幼児教育実践学		2		
	海外の保育・教育		1		
	障害児保育特論		2		
	ムーブメント療法実践学		2		
	子ども家庭福祉実践学		2		
	教育・保育とICT		1		
	学校教育実践学		2		
	幼児体育指導		2		
	子どもの水泳指導		2		
	野外教育特論		2		
	親子レクリエーション		2		
	キャンプ		2		
	専攻科基礎演習		2		
	子どもの音楽表現		1		
	子どもの造形表現		1		
	子どもの身体表現		1		
	子どもの言語表現		1		
	インターンシップ		2		
	専攻科総合研究		2		
	ムーブメント療法実習		2		
	S A E		1		
	海外の保育・教育体験		1		

『鎌倉女子大学短期大学部学則』 別 表 II

鎌 倉 女 子 大 学 短 期 大 学 部 学 費 一 覧 表

項 目	金 額	
	初等教育学科	
入学検定料	30,000円	
	一般選抜（共通テスト利用） 5,000円	
入 学 金	380,000円	
項 目	1 年次金額	2 年次金額
授 業 料（年額）	640,000円	685,000円
教育環境充実費（年額）	196,000円	210,000円
実験実習費（年額）	180,000円	200,000円

『鎌倉女子大学短期大学部学則』 別 表 II - 2

鎌 倉 女 子 大 学 短 期 大 学 部 専 攻 科 学 費 一 覧 表

項 目	金 額	
	専攻科 初等教育専攻	
入学検定料	30,000円	
入 学 金	190,000円	
授 業 料（年額）	685,000円	
教育環境充実費（年額）	166,000円	

『鎌倉女子大学短期大学部学則』 別 表 III

鎌倉女子大学短期大学部 初等教育学科及び専攻科初等教育専攻 在籍料

項 目		金 額
在 籍 料	半期	60,000円
	年額	120,000円

鎌倉女子大学短期大学部『学則』変更の事由及び変更点

【変更事項】

1. 第6条（収容定員）を変更する。

変更事由

- ・初等教育学科の入学定員を減ずる。

変更点

- ・初等教育学科の入学定員を100名から50名とし、収容定員を200名から100名に変更する。

2. 附則を変更する。

変更事由

- ・学則改正の沿革を追加し、初等教育学科の収容定員の変更の施行日を明確にする。
- ・学則第6条の規定にかかわらず、令和9年度における初等教育学科の収容定員を経過的に定め、定員変更に伴う体制の円滑な移行を図るため。
- ・学校教育法施行令第23条第2項第4号の規定に基づく届出に係る収容定員の総数及び増加変更に関する計画期間を明確にし、定員減少後の定員増加計画を適切に示すため。

変更点

- ・附則47. に追記する。

【変更時期】

令和9(2027)年4月1日

鎌倉女子大学短期大学部『学則』変更条項 新旧対照表

新条項	旧条項																		
第2章 学科	第2章 学科																		
第6条 （収容定員） 本学の収容定員は、次の通りとする。	第6条 （収容定員） 本学の収容定員は、次の通りとする。																		
<table><tr><td>学科</td><td>入学定員</td><td>収容定員</td></tr><tr><td>初等教育学科</td><td><u>50</u>名</td><td><u>100</u>名</td></tr><tr><td>初等教育学科 通信教育課程</td><td>300名</td><td>600名</td></tr></table>	学科	入学定員	収容定員	初等教育学科	<u>50</u> 名	<u>100</u> 名	初等教育学科 通信教育課程	300名	600名	<table><tr><td>学科</td><td>入学定員</td><td>収容定員</td></tr><tr><td>初等教育学科</td><td><u>100</u>名</td><td><u>200</u>名</td></tr><tr><td>初等教育学科 通信教育課程</td><td>300名</td><td>600名</td></tr></table>	学科	入学定員	収容定員	初等教育学科	<u>100</u> 名	<u>200</u> 名	初等教育学科 通信教育課程	300名	600名
学科	入学定員	収容定員																	
初等教育学科	<u>50</u> 名	<u>100</u> 名																	
初等教育学科 通信教育課程	300名	600名																	
学科	入学定員	収容定員																	
初等教育学科	<u>100</u> 名	<u>200</u> 名																	
初等教育学科 通信教育課程	300名	600名																	
附則	附則																		
47. <u>令和9年4月1日、制定・施行。但し、令和8年度入学生までは、改定前の学則を適用する。また、本学則第6条の規定にかかわらず、令和9年度は、収容定員を次の通りとする。</u>	<u>(新設)</u>																		
<table><tr><td><u>学科</u></td><td><u>令和9年度</u></td></tr><tr><td><u>初等教育学科</u></td><td><u>150</u>名</td></tr></table> <u>併せて、学校教育法施行令第23条第2項第4号の規定による届出に係る収容定員の総数及び増加変更に関する計画の期間は、以下のとおりとする。</u>	<u>学科</u>	<u>令和9年度</u>	<u>初等教育学科</u>	<u>150</u> 名															
<u>学科</u>	<u>令和9年度</u>																		
<u>初等教育学科</u>	<u>150</u> 名																		
<table><tr><td><u>学科</u></td><td><u>収容定員</u></td><td><u>減少変更前の収容定員</u></td><td><u>増加変更に関する計画期間</u></td></tr><tr><td><u>初等教育学科</u></td><td><u>100</u>名</td><td><u>200</u>名</td><td><u>令和9年4月～令和16年3月</u></td></tr></table>	<u>学科</u>	<u>収容定員</u>	<u>減少変更前の収容定員</u>	<u>増加変更に関する計画期間</u>	<u>初等教育学科</u>	<u>100</u> 名	<u>200</u> 名	<u>令和9年4月～令和16年3月</u>											
<u>学科</u>	<u>収容定員</u>	<u>減少変更前の収容定員</u>	<u>増加変更に関する計画期間</u>																
<u>初等教育学科</u>	<u>100</u> 名	<u>200</u> 名	<u>令和9年4月～令和16年3月</u>																

鎌倉女子大学短期大学部 初等教育学科
学則の変更の趣旨等を記載した書類【目次】

1. 学則変更（収容定員変更）の内容	2
2. 学則変更（収容定員変更）の必要性	2
3. 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容	3
3－(ア) 教育課程	
3－(イ) 教育方法及び履修指導方法	
3－(ウ) 教員組織	
3－(エ) 大学全体の施設・設備	

鎌倉女子大学短期大学部 初等教育学科 学則変更の趣旨等を記載した書類

1. 学則変更（収容定員変更）の内容

鎌倉女子大学短期大学部（以下、「本短期大学部」という。）は、令和9(2027)年度より、初等教育学科の入学定員を100人から50人に変更する。これに伴い、収容定員は、移行期間である令和9(2027)年度においては150人、完成年度の令和8(2026)年度においては100人とする。

なお、本短期大学部は、当該収容定員の減少後、令和16（2034）年3月までに、収容定員を200人まで増加させる計画を有しており、当該計画を併せて届け出るものである。

【表1】鎌倉女子大学短期大学部初等教育学科の入学定員・収容定員

	現行	変更後	
	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度
入学定員	100人	50人	50人
収容定員	200人	150人	100人

【表2】鎌倉女子大学短期大学部初等教育学科の収容定員の総数及び増加変更に関する計画

収容定員	減少変更前の収容定員	増加変更に関する計画期間
100人	200人	令和9(2027)年4月～令和16(2034)年3月

2. 学則変更（収容定員変更）の必要性

本短期大学部は、昭和25(1950)年に開設され、以来、建学の精神に基づき、教員養成及び保育士養成において伝統と実績を重ねてきた。現在では、殊に鎌倉女子大学児童学部及び教育学部との連携のもと、教員養成及び保育士養成に関する包括的且つ体系的な指導・支援体制を構築している。

本短期大学部初等教育学科における入学者の状況については、令和2(2020)年度までは継続的に定員を充足してきた。しかしながら、18歳人口の減少、女子の4年制大学及び専門学校への進学率の上昇、幼稚園教諭及び保育士志願者の減少等の影響により、令和3(2021)年度以降、入学定員を充足していない状況が継続している。さらに、令和7(2025)年度には入学定員を200人から100人に変更したものの、引き続き入学定員を充足していない状況にある。

このような状況を踏まえ、短期大学設置基準に則し、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理する必要があることから、本短期大学部初等教育学科の収容定員を変更するものである。

【表3】鎌倉女子大学短期大学部初等教育学科の入学者状況（4月1日時点）

年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
入学定員	200人	200人	200人	200人	200人	200人	100人	100人
入学者数	249人	248人	178人	152人	104人	107人	69人	60人
入学定員 充足率	124.5%	124.0%	89.0%	76.0%	52.0%	53.5%	69.0%	60.0%

3. 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

3-（ア） 教育課程

収容定員変更に伴う、教育課程の変更は行わない。

本短期大学部初等教育学科においては、小学校教諭二種免許状、幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格等、複数の免許・資格を2年間で取得可能な教育課程を編成しており、収容定員の変更後においても、当該教育課程の内容及び水準を維持する。

3-（イ） 教育方法及び履修指導方法

収容定員変更に伴う、教育方法及び履修指導方法の変更は行わない。

授業を行う学生数については、教育効果を十分に高める観点から、クラスを基本単位とし、1授業当たりの学生数を適切に調整している。現在、1クラス当たりの学生数はおおむね30人程度となるよう設定している。授業科目の特性に応じて、複数クラスの合同実施又は1クラスの分割等により、クラスサイズの適切な管理を行っている。また、保育士資格の取得に関する演習形式の授業科目については、児童福祉法施行規則第6条の2の3第1項第6号の規定に基づき、1クラス当たりの学生数を50人以下としている。収容定員の変更後においても、これらの教育方法及び履修指導方法並びに教育の質を維持する。

3-（ウ） 教員組織

収容定員変更に伴う、教員組織の変更は行わない。

初等教育学科及び短期大学部の教員組織については、短期大学設置基準第22条の規定を上回る基幹教員を配置している。また、教員一人当たりの学生数については、収容定員の変更後においても、変更前と同等以上の水準を維持する。

【表3】鎌倉女子大学短期大学部初等教育学科の教員状況

	現行	収容定員変更後
設置基準上必要基幹教員数	初等教育学科 8人	初等教育学科 6人
	短期大学部全体 3人	短期大学部全体 2人
	短期大学部合計 11人	短期大学部合計 8人
設置基準上必要教授数	初等教育学科 3人	初等教育学科 2人
	短期大学部全体 1人	短期大学部全体 1人
	短期大学部合計 4人	短期大学部合計 3人
教員配置数	教 授 7人	教 授 7人
	准教授 12人	准教授 12人
	講 師 3人	講 師 3人
	合 計 22人	合 計 22人
S/T比率 (収容定員/教員配置数)	9.0人 (200人/22人)	4.5人 (100人/22人)

3－(エ) 大学全体の施設・設備

収容定員変更に伴う、校地、校舎及び施設・設備の変更は行わない。

校地及び校舎については、短期大学設置基準に定める必要面積を十分に上回って確保しており、収容定員の変更後においても、現状の施設・設備を維持し、適切に活用していく。

鎌倉女子大学短期大学部 初等教育学科
学生確保の見通し等を記載した書類【目次】

1. 収容定員を変更する組織の概要	2
1-1 収容定員を変更する組織の概要（名称、入学定員（編入学定員）、収容定員、所在地）	
1-2 収容定員を変更する組織の特色	
2. 人材需要の社会的な動向等	3
2-1 収容定員を変更する組織で養成する人材の全国的、地域的、社会的動向の分析	
2-2 中長期的な18歳人口等入学対象人口の全国的、地域的動向の分析	
2-3 収容定員を変更する組織の主な学生募集地域	
2-4 既設組織の定員充足の状況	
3. 学生確保の見通し	5
3-1 学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果	
3-2 競合校の状況分析（立地条件、養成人材、教育内容と方法の類似性と定員充足状況）	
3-3 学生確保に関するアンケート調査	
3-4 人材需要に関するアンケート調査等	
4. 収容定員を変更する組織の定員設定の理由	12

鎌倉女子大学短期大学部 初等教育学科 学生確保の見通し等を記載した書類

1. 収容定員を変更する組織の概要

1-1 収容定員を変更する組織の概要（名称、入学定員（編入学定員）、収容定員、所在地）

収容定員を変更する組織の概要は、以下のとおりである。

収容定員を変更する組織	現行		変更後		所在地 (教育研究を行う キャンパス)
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
鎌倉女子大学短期大学部 初等教育学科	100	200	50	100	神奈川県鎌倉市 大船六丁目1番3号

令和9(2027)年度4月1日より、鎌倉女子大学短期大学部（以下、「本短期大学部」という。）初等教育学科の入学定員を100人から50人減員し、入学定員50人、収容定員100人（完成年度）に変更する。なお、編入学定員は、設けていない。

1-2 収容定員を変更する組織の特色

本短期大学部は、昭和25(1950)年に日本で最初の短期大学の一つとして開設されて以来、実学を旨とし、建学の精神に基づく教員養成・保育士養成の伝統と実績を重ねてきた。

短期大学は、学校教育法第108条に「職業又は实际生活に必要な能力を育成することを主な目的とする」と謳われているように、短期大学固有の役割と機能を付与されている。その使命のもと、本短期大学部初等教育学科では、教育目的を「乳幼児及び児童が生きる生活世界の基礎的理解と、教育・保育の活動等に資する理論及びその応用・実践についての教育研究を通じて、健全で幸福な社会の発展に寄与できる知見と方法、豊かな人間性と高い倫理性をもった人材を養成」としてきた。この目的を達成するため、乳幼児期から児童期までの子どもの教育・保育に必要な専門知識と技術及びこれらに携わる者が身に付けるべき豊かな人間性と高い倫理観を、職業又は实际生活に結びつけながら、理論の修得にとどまらず、演習や実習を中心とした実践的なカリキュラムを編成している。

本短期大学部は、神奈川県内の短期大学で唯一、2年間で小学校教諭・幼稚園教諭・保育士の3つの免許・資格を同時に取得でき、教育・保育の現場で即戦力として活躍できる人材を社会に送り出し、極めて高い評価と信頼を得ている。

また、本短期大学部初等教育学科の保育士養成課程は、令和8(2026)年4月より厚生労働省の「専門実践教育訓練指定講座」として指定を受けており、社会人

及び社会人経験者が教育訓練給付金制度を活用して学修することが可能となっている。本短期大学部は、このようなキャリアアップ・キャリアチェンジに対応する教育機関としての役割も担っており、今後も人材養成機能の一層の充実を図るものである。

2. 人材需要の社会的な動向等

2-1 収容定員を変更する組織で養成する人材の全国的、地域的、社会的動向の分析

本短期大学部初等教育学科と同法人が設置する鎌倉女子大学児童学部において養成する幼稚園教諭・保育士人材に対しては、例年、学生数を大きく上回る件数の求人がある。

既設組織における直近3年度の幼稚園教諭の求人数は、令和4(2022)年度1,085件、令和5(2023)年度1,120件、令和6(2024)年度1,178件、保育士の求人数は、令和4(2022)年度2,136件、令和5(2023)年度2,188件、令和6(2024)年度2,251件である。保育教諭の求人数についても、増加傾向が続いており、本短期大学部及び鎌倉女子大学児童学部が養成する幼稚園教諭・保育士人材への需要は、高い状況である【表1】。

【表1】直近3年度の職種別求人件数（鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部）

	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
幼稚園教諭	1,085件	1,120件	1,178件
保育士	2,136件	2,188件	2,251件
保育教諭	773件	877件	949件

また、本短期大学部が位置する神奈川県「かながわ子ども・若者みらい計画（令和7年度から令和11年度）」【資料2-1】において算出された幼児期の教育・保育に従事する人材の必要見込み数は、幼稚園教諭が令和9(2027)年度8,089人、令和10(2028)年度7,686人、令和11(2029)年度7,267人、保育士が令和9(2027)年度40,829人、令和10(2028)年度40,911人、令和11(2029)年度41,015人、保育教諭が令和9(2027)年度3,854人、令和10(2028)年度3,828人、令和11(2029)年度3,891人であり、少子化傾向の中にあっても幼児教育・保育分野においては、相当数の人材需要が恒常的に見込まれている。

小学校教諭についても、文部科学省が令和7(2025)年度に実施した「令和7年度『教師不足』に関する実態調査」【資料2-2】によれば、令和7(2025)年5月1日時点において、学校に配当されている教員定数に対する「教師不足」の割合（不足率）は、小学校で0.44%である。全国で欠員が生じている小学校が1,292校、不足教師数が1,699人と、小学校現場における人材不足の状況が継続していることが示されている。

また、自治体別の小学校の状況をみると、本学の位置する神奈川県（横浜市・川崎市・相模原市を含む）で117人の不足が生じており、近隣自治体においても、千葉県（千葉市を含む）で77人、埼玉県（さいたま市を含む）で33人、静岡県（静岡市を含む）で22人の不足が確認されている。

以上のことから、小学校教諭の人材確保は、引き続き重要な課題であり、社会における需要も高い水準にあるといえる。

2-2 中長期的な18歳人口等入学対象人口の全国的、地域的動向の分析

学校基本調査のデータを基に算出した18歳人口予測【資料2-3】によると、全国の18歳人口は、令和7(2025)年から男女ともに13年間で約16%減少する見通しである。本短期大学部は令和11(2029)年度から男女共学へ移行する予定であるが、18歳人口の減少のスピードや時期については、男女間で大きな差が見られない。

令和9(2027)年から令和18(2036)年までの10年間の推移を見ると、男子が7.4万人の減少（56.2万人→48.8万人）、女子が7万人の減少（53.5万人→46.5万人）となっている。

また、本短期大学部が位置する神奈川県を含む南関東エリアの18歳人口予測【資料2-4】において、令和7(2025)年を100とした指数の令和9(2027)年から令和18(2036)年までの10年間の推移を見ると、神奈川県で10.1ポイント減（99.9%→89.8%）、南関東エリア全体で8.8ポイント減（100.7%→91.9%）となっている。これらを全国の13.1ポイント減（99.6%→86.5%）と比較すると、減少幅は相対的に緩やかであり、長期的にみても収容定員変更後の定員を充足できる見通しである。

2-3 収容定員を変更する組織の主な学生募集地域

主な学生募集地域は、本短期大学部が位置する神奈川県に設定している。「（別紙1）新設組織が置かれる都道府県への入学状況」【資料2-5】に示すとおり、学校基本調査による神奈川県内の短期大学における出身高校所在地をみると、県内の高等学校出身者が占める割合は、約8割となっている。

本学の令和7(2025)年度入学者の出身高校所在地都道府県別内訳は、【表2】のとおりであり、約7割の学生が神奈川県内の高等学校出身者であることから、学生募集地域の設定は、妥当であると考ええる。

【表2】令和7(2025)年度 鎌倉女子大学短期大学部初等教育学科 出身高校都道府県別の入学者数

出身校都道府県	入学者数	構成比
神奈川県	51人	73.9%
静岡県	8人	11.6%
東京都	3人	4.3%
北海道	1人	1.4%
青森県	1人	1.4%
山形県	1人	1.4%
茨城県	1人	1.4%
長野県	1人	1.4%
宮崎県	1人	1.4%
その他（外国等）	1人	1.4%
計	69人	100.0%

2-4 既設組織の定員充足の状況

本短期大学部初等教育学科の定員充足の状況は、「（別紙2の1）既設学科等の収容定員の充足状況」【資料2-6】及び「（別紙2の2-1）既設学科等の入学定員の充足状況（直近5年間）」【資料2-7】で示すとおりである。

本短期大学部初等教育学科では、令和7(2025)年度より、収容定員を400人から200人（完成年度）に減じており、学年進行中である令和7(2025)年度の収容定員は、300人、収容定員充足率は、0.59倍となっている。

直近3年間の入学者数は、令和6(2024)年度107人、令和7(2025)年度69人、令和8(2026)年は60人（4月1日時点）と推移しており、入学者数の減少傾向がみられるものの、入学定員を100人から50人に減ずることにより、今後は、定員充足率の改善が見込まれる。

3. 学生確保の見通し

3-1 学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果

(1) 既設組織における取組とその目標

既設組織における学生確保に向けた具体的な取組としては、主に以下の活動を実施している。なお、鎌倉女子大学と本短期大学部は、合同で募集活動を行っている（「（別紙3）既設学科等の学生募集のためのPR活動の過去の実績」【資料3-1】参照）。

①オープンキャンパス

受験希望者を対象としてキャンパスを開放し、既設組織の特色や養成する人材像の紹介、模擬授業、在学生との懇談、施設案内等を実施している。令和7(2025)年度入試のオープンキャンパスの状況は、開催実績12回、受験対象来場者数1,184人、当該来場者のうち受験者数101人（8.5%）、入学者数52人（4.4%）である。

②大学案内の送付

大学ホームページ及び各種受験情報誌等から資料請求のあった者に対し大学案内を送付している。令和7(2025)年度入試の大学案内の送付状況は、受験対象資料請求者数9,252人、当該資料請求者のうち受験者数114人（1.2%）、入学者数46人（0.5%）である。

③学外進学相談会

学外で実施された進学相談会等のイベントに参画し、既設組織の特色について紹介している。令和7(2025)年度入試の学外進学相談会の状況は、実施会場都道府県が神奈川、東京、埼玉、栃木、群馬、茨城、静岡、山梨、新潟、長野、福島、沖縄、参画回数が36回であり、受験対象来場者数115人、当該来場者のうち受験者数5人（4.3%）、入学者数2人（1.7%）である。

④高校内ガイダンス

高校で開催される進学説明会や学校紹介のガイダンスに参加し、既設組織の特色について紹介している。令和7(2025)年度入試の高校内ガイダンスの開催実績は、97回であり、受験対象参加者数87人、当該参加者のうち受験者数6人（6.9%）、入学者数5人（5.7%）である。

上記の他、高等学校の進路指導担当教諭を対象とした学内説明会も、毎年1回実施している。説明会では、本短期大学部における学びの特長や入学試験に関する解説、施設案内を行っており、説明会の動画は、オンデマンド形式でも配信している。

これらの取組を通じて、本短期大学部における3つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）をはじめとする様々な教育情報や、入学試験、就職実績についての周知を図り、本学に対する理解を深め、志願者増を図っている。

今後も、①②③④の取組を継続して行うとともに、ホームページ上での情報発信等の質を高め、入学定員数を確保することを目標とする。

(2) 収容定員を変更する組織における取組とその目標

(1) と同じ組織であるため、省略。

(3) 当該取組の実績の分析結果に基づく、収容定員を変更する組織での入学者の見込み数

「(別紙2の2-1) 既設学科等の入学定員の充足状況(直近5年間)」【資料2-7】で示したとおり、本短期大学の令和3(2021)年度から令和6(2024)年度の入学者数及び入学定員充足率は、入学定員200人に対し178人(0.89倍)→152人(0.76倍)→104人(0.52倍)→107人(0.54倍)と未充足の状況が続いていた。令和7(2025)年度から入学定員を100人に減じた後の入学者数及び入学定員充足率は、令和7(2025)年度69人(0.69倍)となり、また令和8(2026)年4月1日時点の入学者数は、60人(0.60倍)となっている。入学定員を50人に減じるとともに、今後もこれらの取組を継続し、時流に沿った募集広報活動を展開することにより、新たに設定する入学定員について、概ね充足を図ることができるものと見込んでいる。

3-2 競合校の状況分析(立地条件、養成人材、教育内容と方法の類似性と定員充足状況)

(1) 競合校の選定理由と収容定員を変更する組織との比較分析、優位性

「2. 人材需要の社会的な動向等(2-3 収容定員を変更する組織の主な学生募集地域)」の項で述べたとおり、令和7(2025)年度学校基本調査によれば、神奈川県内の短期大学における入学者の約8割が、神奈川県内の高等学校出身者であることが示されている。また、本短期大学の令和7(2025)年度入学者についても、出身高校所在地の約7割が神奈川県であることから、主な学生募集地域を神奈川県に設定している。

これらの地理的特性に加え、学校種(短期大学)及び養成する人材像や学問分野の類似性を踏まえ、神奈川県内の保育系短期大学を競合校として選定した【表3】。

【表3】 神奈川県内の保育系短期大学の概要

短期大学名	学科名	所在地	令和7(2025) 収容定員	初年度納付金合計 (含入学金)
鎌倉女子大学短期大学部	初等教育学科	鎌倉市	300人[女子]	1,396,000円
鶴見大学短期大学部	保育科	横浜市	300人[男女]	1,390,000円

和泉短期大学	児童福祉学科	相模原市	400人[男女]	1,340,000円
湘北短期大学	保育学科	厚木市	245人[男女]	1,450,000円
小田原短期大学 (令和8年度より共学化)	保育学科※通学課程	小田原市	230人[女子]	1,380,000円
洗足こども短期大学 (令和9年度以降募集停止)	幼児教育保育科	川崎市	400人[男女]	1,336,000円

※大学ポートレート（私学版）、各短期大学ホームページ公表データを基に作成

学校法人鎌倉女子大学は、幼稚部から大学院までを有する総合学園である。本短期大学部初等教育学科では、鎌倉女子大学児童学部、教育学部及び大学院児童学研究科と連携しながら、教員養成・保育士養成に関する包括的且つ体系的な指導・支援システムを構築するとともに、併設校の幼稚部において実際の保育現場を参観する機会を設けており、教育・保育の現場で即戦力として活躍する力を培う教育内容も大きな特長である。

また、「1. 収容定員を変更する組織の概要」で特色として述べたとおり、本短期大学部は、神奈川県内で唯一、2年間で小学校教諭・幼稚園教諭・保育士の3つの免許・資格を同時に取得できる短期大学である。各競合校との間で学納金に大きな差異が見られない中、3つの免許・資格の同時取得が可能である本短期大学部のカリキュラムは、大きな優位性を有している。

さらに、本短期大学部の最寄り駅である大船駅は、4路線が乗り入れるターミナル駅であり、神奈川県全域から通学の利便性が高い。大船駅から徒歩8分でキャンパスにアクセスできる立地条件の面においても、優位性があるといえる。

（2）競合校の入学志願動向等

競合校の過去3年間の入学者数及び入学定員充足率は、【表4】のとおりである。表に示すとおり、競合校の多くにおいて入学定員未充足の状況が継続しており、本短期大学部を含め、令和7(2025)年度から入学定員を減じた短期大学は、5校にのぼる。また、そのうち1校は、令和9(2027)年度以降の学生募集停止を公表している。

これら競合校の動向からも、保育系短期大学全体において志願者の減少傾向が続いていることがうかがえ、各校においては、教育の質を確保しつつ、規模を適正化し、社会的ニーズの高い保育系人材を安定的に養成していくことが求められているといえる。

本短期大学部においても、近年の志願状況及び競合校の動向を踏まえ、入学定員を減じることにより、新たに設定する入学定員について、概ね充足を図ることができるものと見込んでいる。

【表4】競合校の過去3年間の入学定員充足率

短期大学名 学科名	令和7(2025) 入学定員	令和5(2023) 入学者数 (充足率)	令和6(2024) 入学者数 (充足率)	令和7(2025) 入学者数 (充足率)
鎌倉女子大学短期大学部 初等教育学科	100人 (令和6年まで200人)	104人 (0.52)	107人 (0.54)	69人 (0.69)
鶴見大学短期大学部 保育科	100人 (令和6年まで200人)	107人 (0.54)	73人 (0.37)	56人 (0.56)
和泉短期大学 児童福祉学科	200人	190人 (0.95)	145人 (0.73)	127人 (0.64)
湘北短期大学 保育学科	110人 (令和6年まで135人)	96人 (0.71)	89人 (0.66)	75人 (0.68)
小田原短期大学 保育学科	90人 (令和6年まで140人)	104人 (0.74)	78人 (0.56)	70人 (0.78)
洗足こども短期大学 幼児教育保育科 (令和9年度以降募集停止)	150人 (令和6年まで250人)	195人 (0.78)	180人 (0.72)	107人 (0.71)

※大学ポートレート（私学版）、各短期大学ホームページ公表データを基に作成

（3）収容定員を変更する組織において定員を充足できる根拠等

「2. 人材需要の社会的な動向等(2-4 既設組織の定員充足の状況)」で述べたとおり、本短期大学部においては、直近の年度において60人を超える入学者を確保している実績がある。また、主な学生募集地域である神奈川県及びその周辺地域においては、18歳人口の減少が全国と比較して緩やかであることから、収容定員変更後は、概ね定員を充足できる見込みである。

さらに、収容定員充足率の改善により、「高等教育の修学支援新制度」の機関要件の審査項目のうち、経営に関する要件を引き続き満たすことが可能となる。これにより、同制度の利用を希望する学生が経済的支援を受けることのできる環境を維持できることも、安定した入学者確保を図るうえでの重要な基盤となるものと考えられる。

（4）学生納付金等の金額設定の理由

本短期大学部初等教育学科の学生納付金については、令和9（2027）年度入学生より、入学時及び在学中に係る納付金の内訳を、【表5】に示すとおり見直す予定である。本見直しは、入学時における経済的負担を軽減するとともに、教育環境の維持・充実に必要な経費を在学期間中に適切に配分することを目的とするものである。

入学金を引き下げる一方、授業料及び教育環境充実費を増額するが、2年間ににおける学生納付金の総額は、2,491,000円であり、改定前と同額である。

【表5】令和9（2027）年度入学生から予定している学生納付金の内訳（初等教育学科）

項目	1年次	2年次
----	-----	-----

入学金	250,000円	—
授業料（年額）	700,000円	700,000円
教育環境充実費（年額）	221,000円	240,000円
実験実習費（年額）	180,000円	200,000円
年次計	1,351,000円	1,140,000円

※ 2年間の学生納付金総額：2,491,000円（改定前と同額）

学生納付金の水準については、本短期大学部における教育研究活動に必要な経費を踏まえて設定しており、前項3-2（1）に示した競合校（神奈川県内の保育系短期大学）と比較しても大きな乖離が見られないことから、本短期大学部初等教育学科の学生納付金の設定は、学生確保の観点からも適切であると判断している。

3-3 学生確保に関するアンケート調査

収容定員に係る学則変更の届出のため、アンケート調査は、実施していない。

3-4 人材需要に関するアンケート調査等

「2. 人材需要の社会的な動向等」で記載したとおり、本短期大学部が養成する幼稚園教諭、保育士及び小学校教諭といった専門人材に対する需要は、高い水準にある。

幼稚園教諭及び保育士については、神奈川県が策定した「かながわ子ども・若者みらい計画（令和7年度から令和11年度）」【資料2-1】において算出された、直近3年間の幼児期の教育・保育に従事する人材の必要見込み数によれば、幼稚園教諭の需要は、令和9(2027)年度8,089人、令和10(2028)年度7,686人、令和11(2029)年度7,267人、保育士の需要は、令和9(2027)年度40,829人、令和10(2028)年度40,911人、令和11(2029)年度41,015人と見込まれており、保育教諭の求人数についても、増加傾向が続いている。少子化が進行する中であっても、幼児期の教育・保育を担う人材については、引き続き高い需要が想定されている。

人材不足の状況は、全国的にも深刻化している。幼稚園教諭については、文部科学省委託事業「幼児教育における人材確保・キャリアアップ支援事業（人材確保関係事業）」において、全国の私立幼稚園団体を対象に実施された調査結果【資料3-2】によれば、過去5年間（平成30(2018)年以降）に新卒採用教諭の定員

割れを経験した幼稚園が半数以上を占めており、定員割れを経験していないと回答した団体は、確認されていない。また、平成22(2010)年頃と比較して、新卒採用教諭の定員割れが「かなり増えた」または「少し増えた」と回答した団体は、約7割にのぼり、新卒採用をめぐる状況が長期的に悪化していることが示されている。さらに、幼稚園教諭（新卒以外も含む）全体の人材不足についても、平成22(2010)年頃と比べて不足感が「増加している」と回答した団体は、約8割に達しており、幼稚園教諭の人材不足が全国的に進行している状況がうかがえる。

保育士についても、人材不足は、顕著である。独立行政法人福祉医療機構が実施した「2025年度 保育所・認定こども園の人材確保に関する調査結果」【資料3-3】によれば、令和7(2025)年4月1日現在の各施設（保育所・認定こども園）における職員の充足状況について、42.6%の施設が「不足している」と回答している。不足している職種を施設形態別にみると、保育所では保育士が97.8%、認定こども園では保育教諭が94.0%という結果であり、多くの施設において人材不足の状況が継続していることが示されている。

これらの状況から、幼児期の教育・保育を担う専門人材の確保は、構造的な課題となっており、今後も継続的に人材需要が見込まれる。

小学校教諭についても、文部科学省が令和7(2025)年度に実施した「令和7年度『教師不足』に関する実態調査」【資料2-2】によれば、各都道府県・指定都市等の教育委員会において、学校に配置することとしている教師の数（配当数）を満たしていない小学校が全国で1,292校、不足する教師の総数が1,699人に達している。令和3(2021)年度と比較すると、改善がみられた自治体がある一方で、悪化している自治体も多く、本学の位置する神奈川県（横浜市、川崎市、相模原市を含む）では117人、近隣県においても千葉県（千葉市を含む）で77人、埼玉県（さいたま市を含む）で33人、静岡県（静岡市を含む）で22人の不足が生じている。このことから、本短期大学部が養成する小学校教諭人材に対する社会的需要は、高いといえる。

本短期大学部初等教育学科の直近3年間の就職状況を以下の【表6】【表7】に示す。例年高い就職率を維持しており、現在の就職実績からも、本学が養成する教育・保育分野の専門職人材に対する高い社会的ニーズが裏付けられている。

【表6】鎌倉女子大学短期大学部初等教育学科 直近3年度の就職率

	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
卒業者数	170人	152人	100人
就職率 ※1	100.0%	99.2%	98.8%

実就職率 ※2	93.2%	93.6%	92.1%
---------	-------	-------	-------

※1就職者数÷就職希望者数×100

※2就職者数÷（卒業者数－進学者数）×100

【表7】鎌倉女子大学短期大学部初等教育学科 職種別就職状況（就職者の職種内訳）

職種	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
幼稚園教諭	35.5%	34.2%	42.7%
保育士	48.4%	47.0%	39.0%
小学校教諭	9.7%	5.1%	13.4%
社会福祉事業専門従事者	0.0%	3.4%	0.0%
営業職・販売職	1.6%	5.1%	0.0%
サービス職	3.2%	0.0%	0.0%
事務職	0.0%	0.0%	2.4%
その他	1.6%	5.2%	2.5%

4. 収容定員を変更する組織の定員設定の理由

これまでの項で述べたとおり、将来的な18歳人口の減少や競合校の動向を踏まえると、短期大学への進学者及び教員・保育者を志望する高校生は、減少傾向にある。

一方で、本短期大学部が養成する小学校教諭、幼稚園教諭及び保育士については、就職率も高く、今後も高い人材需要が継続して見込まれている。これらの状況及び本短期大学部における直近の入学者数の推移等の現状を総合的に勘案した結果、入学定員を50人とするのが妥当であると判断し、これを設定した。

鎌倉女子大学短期大学部 初等教育学科
学生確保の見通し等を記載した書類 別添資料【目次】

No	資料名	頁
【資料 2-1】	神奈川県「かながわ子ども・若者みらい計画（令和 7 年度から令和 11 年度）」抜粋	2
【資料 2-2】	文部科学省「令和 7 年度『教師不足』に関する実態調査」抜粋	3
【資料 2-3】	リクルート進学総研 マーケットリポート 2025【全国版】抜粋	5
【資料 2-4】	リクルート進学総研 マーケットリポート 2025【南関東版】抜粋	6
【資料 2-5】	（別紙 1）新設組織が置かれる都道府県への入学状況	7
【資料 2-6】	（別紙 2 の 1）既設学科等収容定員の充足状況	8
【資料 2-7】	（別紙 2 の 2-1、2-2）既設学科等の入学定員の充足状況（直近 5 年間）	9
【資料 3-1】	（別紙 3）既設学科等の学生募集のための PR 活動の過去の実績	11
【資料 3-2】	文部科学省委託事業「幼児教育における人材確保・キャリアアップ支援事業（人材確保関係事業）事業成果報告書」 抜粋	12
【資料 3-3】	独立行政法人福祉医療機構「2025 年度 保育所・認定こども園の人材確保に関する調査について」抜粋	15

2 幼児期の教育・保育に従事する人材の必要見込み数

県では、下記の幼稚園教諭・保育士等の必要見込み数の設定の考え方に基づく算定方法により、県計画値の供給量(確保の内容)の利用定員数に対応する必要見込み数を算出し、計画的な人材確保の取組を進めていきます。

◆ 幼稚園教諭・保育士等の必要見込み数の設定の考え方

- まず、県計画の「供給量(確保の内容)」における施設・事業の区分、認定区分(年齢)ごとの「利用定員数」を基に、各施設・事業、年齢、職種ごとの「配置基準(最低基準)」を用いて、「年度・職種」ごとの「配置基準上の必要数」を算定します。
- この「配置基準上の必要数」に、これまでの職員配置の現状に基づき算出した職種(必要に応じ施設・事業区分)ごとの「加配率」(配置基準を超えて配置されている職員数の割合)を乗じて、より実態に即した「必要見込み数」を設定します。

幼児期の教育・保育に従事する人材の必要見込み数(各年度4月1日時点)

(単位:人)

職種	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
幼稚園教諭	9,022	8,500	8,089	7,686	7,267
保育士	40,390	40,631	40,829	40,911	41,015
保育教諭	3,746	3,833	3,854	3,828	3,891
保育従事者(※1)	48	49	49	49	49
家庭的保育者(※2)	107	106	104	105	105
家庭的保育補助者(※3)	61	60	59	60	60

※1 小規模保育事業(B型)及び事業所内保育事業(小規模B型基準)における保育従事者

※2 小規模保育事業(C型)、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業における家庭的保育者

※3 小規模保育事業(C型)及び家庭的保育事業における家庭的保育補助者

結果の概要 (1/2)

- 5月1日時点で、学校に配置されている教員定数に対する「**教師不足**」の割合（**不足率**）は、**全体で0.45%（3,827人）**。
 - 小学校0.44%（1,699人）、中学校0.47%（1,031人）、高等学校0.33%（508人）、特別支援学校0.71%（589人）
- なお、義務標準法に基づく公立小中学校の教員定数分については、充足している（充足率は全国平均で100.9%）。

「教師不足」の状況（5月1日時点）

学校種	学校に配置されている教師の数 (A)	学校に配当されている定数 (B)	不足 (C)	不足率 (C/B)
小学校	382,882	384,581	1,699	0.44%
中学校	217,957	218,988	1,031	0.47%
小中学校合計	600,839	603,569	2,730	0.45%
高等学校	154,848	155,356	508	0.33%
特別支援学校	82,320	82,909	589	0.71%
合計	838,007	841,834	3,827	0.45%

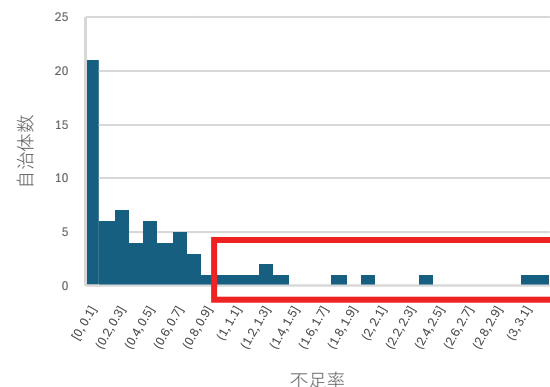
(参考) 令和3年度5月1日時点

A'	B'	C'	C'/B'
379,598	380,198	979	0.26%
218,504	219,123	722	0.33%
598,102	599,321	1,701	0.28%
159,688	159,837	159	0.10%
78,474	78,632	205	0.26%
836,264	837,790	2,065	0.25%

- 不足の状況は、自治体によってばらつきがあり、**不足数の多い自治体が全体を押し上げている傾向にある。**
- 全体の不足率について、令和3年度と比較すると、**23自治体において改善し、43自治体において悪化した。**
 - 小学校：改善23／悪化42、中学校：改善28／悪化34、高等学校：改善14／悪化36、特別支援学校：改善19／悪化37
- 不足が発生していない自治体は8。
 - 小学校9、中学校16、高等学校25、特別支援学校18。

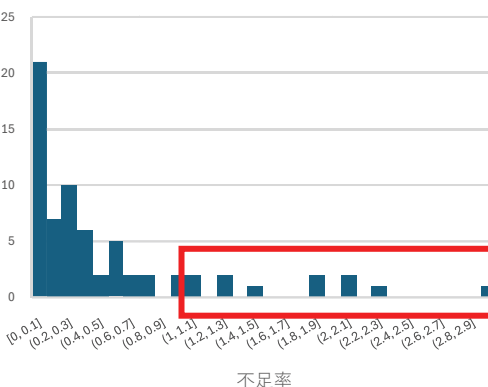
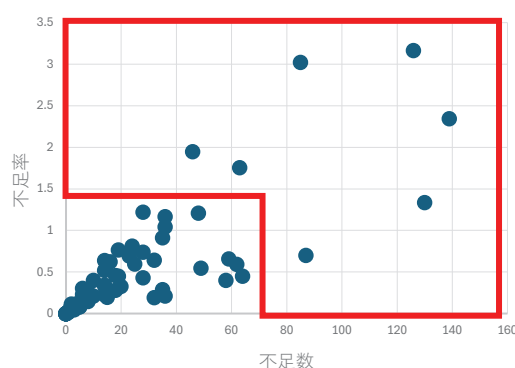
各校種における不足率の分布（5月1日時点）

<小学校>

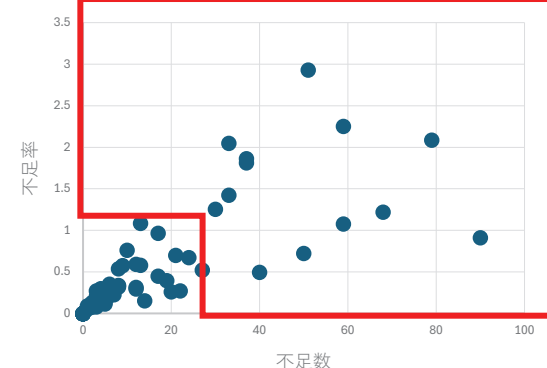


平均：0.51% 中央値：0.30% 標準偏差：0.66

<中学校>



平均：0.49% 中央値：0.27% 標準偏差：0.64



自治体別の状況（小学校）

- ・ 5月1日時点の各教育委員会における「教師不足」の状況。
- ・ 小学校の「教師不足」について、不足率は全体で0.44%（1,699人）。学校数でみれば1,292校。

区分	不足 人数	不足 学校数	不足率	(参考) 義務標準法に 基づく充足率	区分	不足 人数	不足 学校数	不足率	(参考) 義務標準法に 基づく充足率	区分	不足 人数	不足 学校数	不足率	(参考) 義務標準法に 基づく充足率
北海道	35	32	0.29%	101.6%	三重県	5	5	0.08%	102.3%	沖縄県	1	1	0.02%	98.2%
青森県	126	73	3.17%	101.2%	滋賀県	3	3	0.06%	99.8%	札幌市	3	2	0.06%	100.6%
岩手県	18	14	0.46%	98.5%	京都府	4	4	0.10%	101.4%	仙台市	0	0	0.00%	105.1%
宮城県	14	14	0.34%	100.4%	大阪府	64	56	0.45%	99.6%	さいたま市	1	1	0.03%	101.6%
秋田県	16	8	0.62%	100.9%	兵庫県	87	63	0.70%	100.9%	千葉市	19	6	0.77%	101.1%
山形県	36	37	1.04%	100.5%	奈良県	25	23	0.60%	99.2%	横浜市	62	53	0.59%	103.6%
福島県	139	72	2.35%	99.9%	和歌山県	2	2	0.06%	101.0%	川崎市	0	0	0.00%	104.1%
茨城県	59	50	0.66%	99.2%	鳥取県	28	9	1.22%	110.3%	相模原市	6	6	0.30%	106.3%
栃木県	14	14	0.23%	99.8%	島根県	85	63	3.02%	101.7%	新潟市	0	0	0.00%	99.5%
群馬県	5	5	0.09%	98.5%	岡山県	3	3	0.07%	102.8%	静岡市	2	2	0.12%	100.1%
埼玉県	32	30	0.19%	100.0%	広島県	8	0	0.15%	99.9%	浜松市	2	0	0.09%	98.7%
千葉県	58	57	0.40%	98.5%	山口県	14	14	0.34%	100.2%	名古屋市	0	0	0.00%	101.6%
東京都	0	0	0.00%	107.1%	徳島県	6	6	0.23%	99.8%	京都市	4	4	0.12%	102.0%
神奈川県	49	25	0.55%	104.1%	香川県	36	34	1.17%	99.0%	大阪市	15	15	0.20%	103.7%
新潟県	32	30	0.64%	99.4%	愛媛県	19	19	0.45%	99.8%	堺市	10	2	0.40%	99.3%
富山県	8	8	0.25%	96.6%	高知県	0	0	0.00%	97.3%	神戸市	0	0	0.00%	104.8%
石川県	63	28	1.75%	99.0%	福岡県	130	116	1.34%	98.8%	岡山市	14	6	0.64%	100.4%
福井県	14	8	0.52%	101.5%	佐賀県	23	23	0.69%	98.3%	広島市	0	0	0.00%	100.5%
山梨県	24	20	0.81%	102.8%	長崎県	10	10	0.21%	97.9%	北九州市	2	1	0.08%	101.0%
長野県	28	26	0.43%	99.6%	熊本県	35	29	0.91%	96.1%	福岡市	0	0	0.00%	101.9%
岐阜県	18	15	0.28%	96.8%	大分県	28	24	0.74%	97.7%	熊本市	46	36	1.95%	95.4%
静岡県	20	20	0.33%	99.0%	宮崎県	48	29	1.21%	98.8%	豊能地区	2	2	0.09%	—
愛知県	36	31	0.21%	101.3%	鹿児島県	3	3	0.04%	99.4%	合計	1,699	1,292	0.44%	100.9%

（注1）「義務標準法に基づく充足率」は、義務標準法（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律）に基づき算定される小中学校の定数に対する、校長・教諭等の充足率であり、全国平均は100.9%。

（注2）「不足学校数」は1名以上の不足が発生している学校数を計上している。

【資料2-3】リクルート進学総研マーケットリポート2025【全国版】抜粋

<<省略>>

1（書類等の題名）

【資料2-3】リクルート進学総研マーケットリポート2025【全国版】抜粋

2（出典）

リクルート進学総研 マーケットリポート2025【全国版】p4

3（引用範囲）

・p4：【全国版】18歳人口予測（男女別：全国：2025～2037年）のグラフと説明文を抜粋

https://souken.shingakunet.com/research/pdf/2025_souken_report/2025_souken_report.pdf

4（その他の説明）

出典を明記し、上記のグラフと説明文を抜粋した資料。

【資料2-4】リクルート進学総研マーケットリポート2025【南関東版】抜粋

<<省略>>

1（書類等の題名）

【資料2-4】リクルート進学総研マーケットリポート2025【南関東版】抜粋

2（出典）

リクルート進学総研 マーケットリポート2025【南関東版】 p 2

3（引用範囲）

・ p2:【南関東版】18歳人口予測（全体：南関東：2025～2037年）のグラフと説明文を抜粋

https://souken.shingakunet.com/research/pdf/2025_souken_report/2025_minamikanto_souken_report.pdf

4（その他の説明）

出典を明記し、上記のグラフと説明文を抜粋した資料。

新設組織が置かれる都道府県への入学状況

○出身高校の所在地県別の入学者数の構成比（上位 5 都道府県）※直近年度

	都道府県名	人 数	構成比
1	神奈川県	855人	81.0%
2	静岡県	82人	7.8%
3	東京都	73人	6.9%
4	その他	18人	1.7%
5	茨城県	14人	1.3%
5	千葉県	14人	1.3%
	全 体	1,056人	100.0%

※「学校基本調査」の「出身高校の所在地県別入学者数」から作成すること。

※大学、学部、学部の学科、短期大学、短期大学の学科を設置する場合のみ作成（専門職大学、専門職短期大学、高等専門学校を含む）。大学院は作成不要。

○新設組織が置かれる都道府県の定員充足状況

	新組織所在地 （都道府県等）	充足率		
		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
1	神奈川県	65.41%	56.53%	71.94%
2				

※2校地で教育課程を実施する場合はそれぞれの状況を記載すること。

○新設組織の学問分野（系統区分）の定員充足状況

	系統区分	充足率		
		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
1	教育系	68.36%	63.66%	64.60%
2				

※「系統区分」は日本私立学校振興・共済事業団の「今日の私学財政」の系統区分に従うこと。

既設学科等の収容定員の充足状況

○収容定員充足率

申請者が設置する全ての大学等（大学、短期大学、高等専門学校のみ）の
既設の学部（短期大学又は高等専門学校は学科）について記載してください。

大学等名	学部等名	学科名	収容定員	学生数 （令和7年5月1日現在）	収容定員充足率	備考
鎌倉女子大学	家政学部		800人	943人	1.17	
		家政保健学科	320人	380人	1.18	
		管理栄養学科	480人	563人	1.17	
	児童学部		880人	907人	1.03	
		児童学科	680人	658人	0.96	
		子ども心理学	200人	249人	1.24	
	教育学部		360人	356人	0.98	
		教育学科	360人	356人	0.98	
鎌倉女子大学短期大学部		初等教育学科	300人	177人	0.59	令和7年4月 収容定員変更 （400人→200人）
		初等教育学科 通信教育課程	300人	144人	0.48	令和7年4月開設

※上記には、「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」附則第2項及び第4項を
適用した場合の学生数及び収容定員充足率を記入してください。その場合は、備考にその内訳を記入してください。
※大学院、専攻科、別科、募集停止を行った学部等については記載不要です。
※行は適宜追加してください。

既設学科等の入学定員の充足状況（直近5年間）
大学学部学科等名：鎌倉女子大学短期大学部初等教育学科

別紙2の2－1

（大学の学科、短大の専攻課程、高専の学科ごとに作成。大学院は作成不要。）

1. 各選抜方法の状況

			R3年度入学者	R4年度入学者	R5年度入学者	R6年度入学者	R7年度入学者	平 均
総合型選抜	募集人員		60人	70人	70人	80人	35人	63人
	延べ人数	志願者数	56人	54人	44人	64人	44人	52人
		受験者数	56人	52人	42人	56人	43人	50人
		合格者数	56人	52人	41人	56人	43人	50人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	13人	13人	19人	20人	16人	16人
	実人数	志願者数	56人	54人	44人	64人	44人	52人
		受験者数	56人	52人	42人	56人	43人	50人
		合格者数	56人	52人	41人	56人	43人	50人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	13人	13人	19人	20人	16人	16人
	入学者数		43人	39人	22人	36人	27人	33人
学校推薦型選抜	募集人員		110人	100人	100人	100人	45人	91人
	延べ人数	志願者数	105人	105人	78人	72人	40人	80人
		受験者数	105人	105人	78人	72人	40人	80人
		合格者数	105人	105人	78人	72人	40人	80人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	5人	7人	3人	5人	3人	5人
	実人数	志願者数	105人	105人	78人	72人	40人	80人
		受験者数	105人	105人	78人	72人	40人	80人
		合格者数	105人	105人	78人	72人	40人	80人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	5人	7人	3人	5人	3人	5人
	入学者数		100人	98人	75人	67人	37人	75人
一般選抜	募集人員		25人	25人	25人	18人	18人	22人
	延べ人数	志願者数	232人	175人	136人	108人	60人	142人
		受験者数	191人	144人	99人	69人	42人	109人
		合格者数	146人	87人	66人	37人	30人	73人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	114人	73人	62人	33人	25人	61人
	実人数	志願者数	232人	175人	136人	108人	60人	142人
		受験者数	191人	144人	99人	69人	42人	109人
		合格者数	146人	87人	66人	37人	30人	73人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	114人	73人	62人	33人	25人	61人
	入学者数		32人	14人	4人	4人	5人	12人
共通テスト利用入試	募集人員		5人	5人	5人	2人	2人	4人
	延べ人数	志願者数	70人	35人	18人	12人	14人	30人
		受験者数	70人	34人	18人	12人	14人	30人
		合格者数	70人	34人	18人	12人	14人	30人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	67人	34人	16人	12人	14人	29人
	実人数	志願者数	70人	35人	18人	12人	14人	30人
		受験者数	70人	34人	18人	12人	14人	30人
		合格者数	70人	34人	18人	12人	14人	30人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	67人	34人	16人	12人	14人	29人
	入学者数		3人	0人	2人	0人	0人	1人
その他の特別選抜	募集人員		0人	0人	0人	0人	0人	0人
	延べ人数	志願者数	0人	1人	1人	0人	0人	0人
		受験者数	0人	1人	1人	0人	0人	0人
		合格者数	0人	1人	1人	0人	0人	0人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	実人数	志願者数	0人	1人	1人	0人	0人	0人
		受験者数	0人	1人	1人	0人	0人	0人
		合格者数	0人	1人	1人	0人	0人	0人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	入学者数		0人	1人	1人	0人	0人	0人
合計	募集人員		200人	200人	200人	200人	100人	180人
	延べ人数	志願者数	463人	370人	277人	256人	158人	305人
		受験者数	422人	336人	238人	209人	139人	269人
		合格者数	377人	279人	204人	177人	127人	233人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	199人	127人	100人	70人	58人	111人
	実人数	志願者数	463人	370人	277人	256人	158人	305人
		受験者数	422人	336人	238人	209人	139人	269人
		合格者数	377人	279人	204人	177人	127人	233人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	199人	127人	100人	70人	58人	111人
	入学者数		178人	152人	104人	107人	69人	122人

2. 入学定員充足率

	R3年度入学者	R4年度入学者	R5年度入学者	R6年度入学者	R7年度入学者	平 均
入 学 定 員	200人	200人	200人	200人	100人	180人
入 学 定 員 充 足 率	0.89	0.76	0.52	0.54	0.69	0.68
歩 留 率	0.47	0.54	0.51	0.60	0.54	0.53

（備考）特記事項がある場合は記載すること。
R7年度より入学定員変更（200人→100人）

１．各選抜方法の状況

			R3年度入学者	R4年度入学者	R5年度入学者	R6年度入学者	R7年度入学者	平 均
総合型選抜	募集人員							
	延べ人数	志願者数						
		受験者数						
		合格者数						
		うち追加合格者数						
		辞退者数						
	実人数	志願者数						
		受験者数						
		合格者数						
		うち追加合格者数						
学校推薦型選抜	入学者数							
	募集人員							
	延べ人数	志願者数						
		受験者数						
		合格者数						
		うち追加合格者数						
		辞退者数						
	実人数	志願者数						
		受験者数						
		合格者数						
一般選抜	入学者数							
	募集人員							
	延べ人数	志願者数						
		受験者数						
		合格者数						
		うち追加合格者数						
		辞退者数						
	実人数	志願者数						
		受験者数						
		合格者数						
共通テスト利用入試	入学者数							
	募集人員							
	延べ人数	志願者数						
		受験者数						
		合格者数						
		うち追加合格者数						
		辞退者数						
	実人数	志願者数						
		受験者数						
		合格者数						
その他の特別選抜	入学者数							
	募集人員					300人	300人	300人
	延べ人数	志願者数				157人	157人	157人
		受験者数				149人	149人	149人
		合格者数				149人	149人	149人
		うち追加合格者数				0人	0人	0人
		辞退者数				5人	5人	5人
	実人数	志願者数				157人	157人	157人
		受験者数				149人	149人	149人
		合格者数				149人	149人	149人
合計	入学者数					144人	144人	144人
	募集人員					300人	300人	300人
	延べ人数	志願者数				157人	157人	157人
		受験者数				149人	149人	149人
		合格者数				149人	149人	149人
		うち追加合格者数				0人	0人	0人
		辞退者数				5人	5人	5人
	実人数	志願者数				157人	157人	157人
		受験者数				149人	149人	149人
		合格者数				149人	149人	149人
	入学者数					144人	144人	144人
	募集人員					300人	300人	300人
	延べ人数	志願者数				157人	157人	157人
		受験者数				149人	149人	149人
		合格者数				149人	149人	149人
		うち追加合格者数				0人	0人	0人
		辞退者数				5人	5人	5人
	実人数	志願者数				157人	157人	157人
		受験者数				149人	149人	149人
		合格者数				149人	149人	149人

２．入学定員充足率

	R3年度入学者	R4年度入学者	R5年度入学者	R6年度入学者	R7年度入学者	平 均
入 学 定 員					300人	300人
入 学 定 員 充 足 率	—	—	—	—	0.48	0.48
歩 留 率	—	—	—	—	0.97	0.97

（備考）特記事項がある場合は記載すること。
初等教育学科通信教育課程はR7年度開設のため、R6年度以前の選抜は実施していない。選考方法は書類選考としている。

既設学科等の学生募集のためのPR活動の過去の実績

①募集を行った学科等名称及び取組の名称：鎌倉女子大学短期大学部のオープンキャンパス

	R6年度 入学者入試	R7年度 入学者入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数 (a)	6090人	4602人	①取組概要 受験希望者を対象としてキャンパスを開放し、既設組織の特色や養成する人材像の紹介、模擬授業、在学生との懇談、施設案内等を実施。 R6年度入試対象 (R5開催)：計12回開催 (4/16. 5/14. 6/11. 7/15. 7/16. 8/5. 8/6. 8/26. 8/27. 9/10. 11/3. 11/4) R7年度入試対象 (R6開催)：計12回開催 (4/14. 5/12. 6/9. 7/13. 7/14. 8/3. 8/4. 8/24. 8/25. 9/16. 11/2. 11/3) ②過去の取組実績を踏まえた新設組織の入学者数の見込みに関する分析 本組織では年内に実施する学校推薦型選抜・総合型選抜での入学者が多く、オープンキャンパスは早期に志願者にアプローチできる有効な手段である。今後も継続すること で、安定した入学者の確保を見込んでいる。 ③オープンキャンパスの来場者のうち、当該学科の受験生となり得る学年の現役生及び 既卒者を (b) とした。
うち受験対象者数 (b)	2791人	1184人	
うち受験者数 (c)	133人	101人	
うち入学者数 (d)	121人	52人	
(受験率 c/b)	4. 8%	8. 5%	
(入学率 d/b)	4. 3%	4. 4%	

②募集を行った学科等名称及び取組の名称：鎌倉女子大学短期大学部の大学案内の送付

	R6年度 入学者入試	R7年度 入学者入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数 (a)	19162人	15005人	①取組概要 本学ホームページ及び各種受験情報誌等から資料請求のあった者に対し大学案内を送付した。 ②過去の取組実績を踏まえた新設組織の入学者数の見込みに関する分析 資料請求者に送付することで、教育内容や卒業生後の進路などの本組織の魅力を詳しく伝えることができ、志願者の増加に寄与している。 ③資料請求者 (a) のうち、当該学科の受験生となり得る学年の現役生及び既卒者を (b) とした。
うち受験対象者数 (b)	10867人	9252人	
うち受験者数 (c)	126人	114人	
うち入学者数 (d)	86人	46人	
(受験率 c/b)	1. 2%	1. 2%	
(入学率 d/b)	0. 8%	0. 5%	

③募集を行った学科等名称及び取組の名称：鎌倉女子大学短期大学部初等教育学科志望層に対する学外進学相談会

	R6年度 入学者入試	R7年度 入学者入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数 (a)	402人	212人	①取組概要 学外で実施された進学相談会等のイベントに参加し、既設組織の特色について紹介した。 R6年度入試対象 (R5開催)：計32回(会場都道府県/神奈川県、東京、埼玉、栃木、群馬、茨城、静岡、山梨、新潟、長野、福島、沖縄) R7年度入試対象 (R6開催)：計36回(会場都道府県/神奈川県、東京、埼玉、栃木、群馬、茨城、静岡、山梨、新潟、長野、福島、沖縄) ②過去の取組実績を踏まえた新設組織の入学者数の見込みに関する分析 多くの志願者と接触し直接PRできる貴重な機会であり、様々な地域に向向くことで広範囲の志願者にアプローチが可能な取組であることから、今後も継続し志願者増につなげる計画である。 ③進学相談会等のイベントでの個人情報取得者 (a) のうち、当該学科の受験生となり得る学年の現役生及び既卒者を (b) とした。
うち受験対象者数 (b)	208人	115人	
うち受験者数 (c)	7人	5人	
うち入学者数 (d)	6人	2人	
(受験率 c/b)	3. 4%	4. 3%	
(入学率 d/b)	2. 9%	1. 7%	

④募集を行った学科等名称及び取組の名称：鎌倉女子大学短期大学部初等教育学科志望層に対する高校内ガイダンス

	R6年度 入学者入試	R7年度 入学者入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数 (a)	386人	207人	①取組概要 高校で開催される進学説明会や学校紹介のガイダンスに参加し、既設組織の特色について紹介した。 R6年度入試対象 (R5開催)：計110回 R7年度入試対象 (R6開催)：計97回 ②過去の取組実績を踏まえた新設組織の入学者数の見込みに関する分析 過去の入学実績をふまえ高校内ガイダンスを実施しており、ターゲットとなる高校生に対し直接アプローチ可能な機会であることから、今後も継続し志願者増につなげる計画である。 ③高校内ガイダンスの個人情報取得者 (a) のうち、当該学科の受験生となり得る学年の現役生及び既卒者を (b) とした。
うち受験対象者数 (b)	184人	87人	
うち受験者数 (c)	6人	6人	
うち入学者数 (d)	5人	5人	
(受験率 c/b)	3. 3%	6. 9%	
(入学率 d/b)	2. 7%	5. 7%	

【資料3-2】文部科学省委託事業「幼児教育における人材確保・キャリアアップ支援事業（人材確保関係事業）事業成果報告書」抜粋

<<省略>>

1（書類等の題名）

【資料3-2】文部科学省委託事業「幼児教育における人材確保・キャリアアップ支援事業（人材確保関係事業）事業成果報告書」抜粋

2（出典）

文部科学省委託事業「幼児教育における人材確保・キャリアアップ支援事業（人材確保関係事業）事業成果報告書」令和5年（2022年）3月発行 p1, 6, 7

受託者：三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社

3（引用範囲）

・p1：文部科学省委託事業「幼児教育における人材確保・キャリアアップ支援事業（人材確保関係事業）（令和5年度）調査結果概要

・p6-7：(2)調査結果の詳細 ①新卒採用教諭の定員割れの発生状況、②新卒採用教諭の定員割れ状況の変化、③幼稚園教諭の不足感の変化

https://www.mext.go.jp/content/20230707-mxt_youji-100003107_02.pdf

4（その他の説明）

出典を明記し、上記の引用範囲から調査結果（調査結果概要、調査結果の詳細の本文及びグラフ）を抜粋した資料。

【資料3-3】独立行政法人福祉医療機構「2025年度 保育所・認定こども園の人材確保に関する調査について」抜粋

<<省略>>

1（書類等の題名）

【資料3-3】独立行政法人福祉医療機構「2025年度 保育所・認定こども園の人材確保に関する調査について」抜粋

2（出典）

独立行政法人福祉医療機構「2025年度 保育所・認定こども園の人材確保に関する調査について」p1, 2

3（引用範囲）

・p1-2：調査の概要、調査結果「1.1職員の充足状況」より本文と以下の図表を抜粋

（図表1）職員の充足状況（グラフ）

（図表2）施設形態別 不足している職種および平均不足人数（グラフ）

https://www.wam.go.jp/hp/wp-content/uploads/251119_No006.pdf

4（その他の説明）

出典を明記し、上記の引用範囲から調査結果（本文とグラフ）を抜粋した資料。

教 員 名 簿

学 長 又 は 校 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任（予定）年月＞	年齢	保有 学位等	月額基本給 （千円）	現 職 （就任年月）
—	学長	フクイ カズテル 福井 一光 ＜令和7年4月＞		Doktor der Philosophie （スイス）		鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 学長 （令和7.4～令和11.3）